

令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）会議録（第1日）

令和3年2月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 議会ICT化調査特別委員会の所管事務調査報告
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
- 12 議案第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第8号)
- 13 議案第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 14 議案第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 15 議案第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 16 議案第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第5号)
- 18 議案第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 19 議案第8号 工事請負変更契約の締結について(学校給食共同調理センター改築工事)  
町長施政方針
- 20 議案第9号 町道路線の認定について
- 21 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の制定について
- 22 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 24 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 26 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について
- 29 議案第18号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 30 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 31 議案第20号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の

変更について

- 32 議案第21号 令和3年度兵庫県太子町一般会計予算
- 33 議案第22号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 34 議案第23号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 35 議案第24号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 36 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 37 議案第26号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 38 議案第27号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 議会ICT化調査特別委員会の所管事務調査報告
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))
- 12 議案第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第8号)
- 13 議案第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 14 議案第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 15 議案第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 16 議案第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第5号)
- 18 議案第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 19 議案第8号 工事請負変更契約の締結について(学校給食共同調理センター改築工事)  
町長施政方針
- 20 議案第9号 町道路線の認定について
- 21 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の制定について
- 22 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 24 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 26 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について

- 29 議案第18号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第20号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 32 議案第21号 令和3年度兵庫県太子町一般会計予算
- 33 議案第22号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 34 議案第23号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 35 議案第24号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 36 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 37 議案第26号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 38 議案第27号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

#### 会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 松 浦 崇 志 | 2 番  | 出 原 賢 治 |
| 3 番  | 森 田 哲 夫 | 4 番  | 吉 田 正 之 |
| 5 番  | 長谷川 正 信 | 6 番  | 玉 田 正 典 |
| 7 番  | 上 山 隆 弘 | 8 番  | 中 薮 清 志 |
| 9 番  | 首 藤 佳 隆 | 11 番 | 清 原 良 典 |
| 12 番 | 中 島 貞 次 | 13 番 | 井 村 淳 子 |
| 14 番 | 堀 卓 史   | 15 番 | 藤 澤 元之介 |

#### 会議に欠席した議員

な し

#### 会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 森 文 彰   | 書 記 | 蛭 井 のり子 |
| 書 記 | 竹 田 早 紀 |     |         |

#### 説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 服 部 千 秋 | 副 町 長       | 名 倉 嗣 朗 |
| 教 育 長   | 沖 汐 守 彦 | 総 務 部 長     | 森 田 好 紀 |
| 生活福祉部長  | 三 木 孝 秀 | 経 済 建 設 部 長 | 森 川 勝   |
| 教 育 次 長 | 栄 藤 雅 雄 | 財 政 課 長     | 佐々木 信 人 |
| 監 査 委 員 | 蓮 本 了 遠 |             |         |

#### 議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

それでは、開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

吹く風はまだ冷たい日が続いておりますが、春の息吹を感じる季節となつてまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会では、令和3年度本町行政の根幹となる当初予算をはじめ、補正予算、人事、契約、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。特にこのコロナ禍、議会としましても町民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向

け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいり所存であります。令和3年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございますし、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さも幾らか緩み始め、春はもうすぐ目の前に来ていると感じられるきょうこのごろでございます。兵庫県においては、3月7日まで延長された新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の最中にあり、住民の皆様の生活の制限を余儀なくされている状態が続いております、7日までは変更になるかもしれませんが、本町でも諸施策取り組んでいるところですが、特にワクチン接種については国の指示のもと、県やたつの市、揖保郡医師会と調整しながら準備を進めております。もうしばらく我慢を強いられるかと存じますが、とにかく一日でも早く収束し、町民の皆様が安心して暮らせるよう全力を尽くす次第でございます。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、人事に関する諮問案件、同意案件2件、専決処分したものに対する承認案件1件、令和2年度補正予算案件7件、令和3年度当初予算案件7件、契約案件1件、その他の案件1件、条例案件10件、規約1件などの議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本定例会の会議中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。また、町長が行う演台での説明等は体調不良のため、自席での実施を許可しておりますので併せて御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中島貞次議員、井村淳子議員を指名し

ます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの29日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和2年第7回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書につきましては、議決後、直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等31件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員には本日のみ、栗岡正則総務課長、杉原勝由町民課長、北陽一郎社会福祉課長、嶋津一弥高年介護課長、高坂文泰まちづくり課長、山口裕之上下水道事業所長、山本紀弘管理課長には定例会4日目の会議のみ、出席を求めていますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月21日、12月28日、1月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第5、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 皆さんおはようございます。

それでは、所管事務調査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。持続可能なまちづくり～町発展の好循環を創出～

2、調査年月日。令和元年6月10日（月）から令和3年2月12日（金）の間で計20回。

3、調査目的。人口の減少、超高齢社会の到来、経済活動のグローバル化の進展等、経済・社会構造が大きく変化している中で持続可能なまちづくりを進めていくための取り組みを調査研究する。

4、調査の経過。調査中の課題について、以下のとおり報告する。

調査詳細項目。

(1)空き家の適正管理について。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、太子町ではどのように対処、取り組みをしているか等について、当局に出席を求め、次の説明、質疑応答を行った。

主な説明。

平成26年11月に空き家等対策推進に関する特別措置法が国で発令され、その後、平成28年4月に太子町空き家等の適正管理に関する条例等を制定し、同時に太子町空き家等の適正管理に関する条例施行規則等を定め、平成31年2月に太子町空き家・空き地バンク設置要綱を定めた。不良で危険な空き家は特定空き家と認定し、持ち主に対し指導助言、従わない家には勧告、命令となる。

主な質疑応答。

空き家バンク登録制度を有効に活用するのに今後の考えはとの質疑に、町内の各地域の持つ特性や意識をまとめ、例えば斑鳩地区は重点区域を定め、景観形成区域内であればこういう古民家の利用方法があるとか、地域の現状等をうまく伝えていきたいとの答弁があった。

(2)町内産業の現状について。

太子町商工会より参考人として事務局長を迎え、町内産業における現状の概要説明、質疑応答を行った。

主な説明。

①商工会事業の中心は、商工会の2大事業として事業者の経営改善と地域社会の発展である。

②商工会の過去10年間の会員数の推移は、平成21年度657社、30年度613社で、44社、約7%減少している。業種別の減少は小売卸売業が最も激しく、10年間で39社、約15%である。製造業やサービス業についても減少傾向にあるが、建設業は逆に増加傾向にある。

③県下の28商工会地区で小規模企業振興に関する条例の制定済みが14自治体であるが、事業所が減少していく中、行政のバックアップが不可欠であるため、早期の条例制定を望む。

主な質疑応答。

対象としている中小企業の事業の規模はとの質疑に、基本は従業員数で商業、サービス業は5名以下、建設業や製造業は20名以下であるとの答弁があった。

(3)太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の策定について。

主な説明。

課題調査項目は多岐にわたったが、商工会による町内産業の現状把握等を踏まえ、当町においては中小企業・小規模企業数の減少傾向に歯止めをかけ、地域産業や経済の発展を促すことが特に緊急であるため、それらの振興を行政が支援するのに有効となる振興基本条例を策定し、6月定例会で当委員会より議員提案し、可決、制定した。

主な流れ。

①兵庫県商工会連合会から令和元年11月14日付で中小企業の振興に関する条例の制定に係る支援要望が議会に出ていることに対し、当局の考え方を確認した。（令和元年11月19日）

②委員会で作成したたたき台を作成。（令和2年1月9日）協議を重ね、条例案を策定した。（令和2年4月9日）

③条例施行後は当局が推進していくため、当局の意見等を確認した。（令和2年5月14日）

④条例を可決、制定した。（令和2年6月19日）施行日は令和2年6月22日。

5、調査の結果。

結論。

①太子町空き家・空き地バンク設置要綱及び太子町空き家等の適正管理に関する条例の周知を行うこと。また、空き家対策のみならず、町全体の発展のためには太子東、北、阿曾インター周辺、網干駅周辺、宮田線沿線の活性化が欠かせない要件となる。

②町内産業の現状把握の結果、持続可能なまちづくりのために、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定した。制定された条例に基づき、協議の場（経済活性化委員会）が開催され、今後の経済活性化のための支援策が話し合われた。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局に以下のことを提言する。

①自治会と連携し、各地域の現状把握に継続して努め、空き家バンク登録制度が有効活用されるように取り組むこと。

②新型コロナウイルス感染症が蔓延し、太子町内の事業者も少なからず打撃を受けている。ワクチン接種の開始により経済が回復の方向に向かうことが期待されるころではあるが、町内経済の一日も早い回復のためには町内事業者の自助努力による回復を行政が支援する制度構築が必要だ。その根拠として、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例を引き続き活用すること。

③町の発展のために線引きの見直しを含めた用途地域の見直しを行うこと。

なお、新型コロナウイルスの国際的な蔓延による経済への影響は、町の好循環の創出、持続的な発展を根本的に脅かすものである。よって、町内事業者に対する速やかなる支援策を実行する必要があると考え、①利子補給政策、家賃等支援策、町内事業者に対する支援、②中小企業振興条例の早期成立、③国、県、町による支援策の周知、④子供への人権侵害対策の4項目について、令和2年5月1日付で新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急提言を行い、町長に早急な対策を求めた。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

~~~~~

## 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会で調査してまいりました調査事件につきまして、会議規則第77条の規定によりまして報告いたします。

1、調査事件。(1)給食センターの在り方について。(2)環境に優しいまちづくりについて。(3)子育て対策について。

2、調査年月日。令和元年6月7日(金)から令和3年2月10日(水)の間で計19回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題3件について、以下のとおり報告する。

(1)給食センターの在り方について。

調査詳細項目。

当局より数多くの行政報告があり、その説明と併せて当委員会でも課題調査として給食センター新築事業に伴う基本設計、進捗状況の調査、また安全安心の給食提供のため、今後の在り方について当局に出席を求めて説明を受け、質疑応答を行った。

委員からの意見。

調理業務委託契約締結後、スムーズに試行運転ができるようにすること。給食輸送について、沖代線は時間帯によっては渋滞しやすく、周辺への影響も大きいため、安全輸送のための工夫、検討を尽くすことと揖保線開通に併せて進入経路、出入りの動線の見直しも検討すること。地産地消、地元の無農薬食材を使用した調理を実施し、給食の提供をすること。

結論。

新給食センター稼働に向けて万全の体制で臨み、安全安心な給食の提供に努めることが必要である。食材についても地産地消を踏まえた上で行うことが大切であり、それが食育にも通じていくので重要視してもらいたい。

提言。

令和3年3月末完成後、移転、試運転、そして令和3年9月からの本稼働を計画どおり進行させるために万全の体制で臨むこと。高い衛生水準を保ち、細心の注意を払って業務を行い、安全安心かつおいしい給食の提供に努めること。新給食センター周辺の道路状況にも配慮した輸送体制を心がけること。

(2)環境に優しいまちづくりについて。

調査詳細項目。

ごみの減量化等の3R、reduce(減量)、reuse(再使用)、recycle(再生)の実現、町政策の現状等、環境に優しいまちづくりについての調査を当局の出席を求めて説明を受けた。

委員からの意見。

不法投棄があるが、そうしないための啓発への取り組みをすること。3R意識を住民に伝えるとともに「いただきます」精神を町民のお互いが実践し、食べ残しをしない等、食品ロスを減らすための啓発をすること。

結論。

ごみの分別を見直し、3Rを常に生活の中で実践しながら生活環境の改善、自然環境との共生を目指した社会づくりの実現に啓発を行うこと。

提言。

不法投棄について、より一層の注意喚起を行うこと。3R推進を町民にアピールし、循環型社会の形成、子供たちの未来へ美しい地域環境を引き継ぐ取り組みを意識すること。

(3)子育て対策について。

調査詳細項目。

令和2年3月策定の第2期太子町子ども・子育て支援事業計画、令和3年4月開設予定の子育て支援センター等の子育て対策についての調査を行い、当局の出席を求め、第2期太子町子ども・子育て支援事業計画の策定経過、子育て支援センターの開設に向けたスケジュール等について説明を受けた。

委員からの意見。

子育て支援の在り方に町内で地域差が生じないように配慮すること。子育て支援センターの運用について、子育て拠点施設として充実させるために関係機関（教育委員会、さわやか健康課等）との連携をさらに推進すること。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた学童保育施設の整備を進め、また病児保育事業を行政主体で推進すること。

結論。

子育て拠点施設として子育て支援センターの運営について、社会福祉課と関係各課との連携を強化し、学童保育等を含めた子育て支援を行うこと。

提言。

新しい子育て支援センターが子育て拠点施設として機能するよう管理運営していくこと。さらに、子育ての将来構想を親子目線でも考え、子ども・子育て支援事業計画の推進に万全を期すこと。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第7 議会ICT化調査特別委員会の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第7、議会ICT化調査特別委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

議会ICT化調査特別委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 議会ICT化調査特別委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。タブレットの導入等、議会のICT化に関する調査研究。

2、調査年月日。令和元年12月19日（木）から令和3年2月5日（金）の間で計9回。

3、調査の目的。議会改革の一環として議会のペーパーレス化を促進することで事務作業の軽減、作業の効率化を図るとともに情報の共有化、迅速化を進めるため、タブレット導入等の議会ICT化に向けた調査研究を行う。

4、調査の経過及び意見。調査中の課題について、以下のとおり報告する。

詳細については議会事務局に保管する最終報告書「太子町議会のICT化に向けた提言」に記したが、ポイントは次のとおりである。

(1)議会ICT化研究の経緯。

当町議会ICT化推進基本計画に記載したとおり、あらゆる情報の電子化とそれらのICT技術による利活用は時代の要請であり、他市町議会においても既に本会議等へのタブレット端末の導入が実施または検討されている状況である。当町議会においても令和元年12月定例会で議会I

C T化調査特別委員会を設置し、議会改革の一環として議会でのI C T技術の活用に関する調査研究を行ってきた。

(2)端末等導入による効果。

議会に端末等を導入することにより得られる5つの効果、①議会のペーパーレス化、②議員・事務局・当局間の情報共有、③インターネット会議の開催、④情報の蓄積、⑤町民との情報共有を項目ごとに精査し、活用するシステム、実施事項、運営主体、具体的効果と課題等について取りまとめた。

①議会のペーパーレス化。

議案書等、議会で使用する全ての文書を電子化してサーバーで管理する。端末等の導入により、議員がサーバーにアクセスすることで文書の閲覧ができるため、従来議会で配付していた紙媒体による文書が原則的に不要となる。したがって、議会のために要していた用紙、コピー費等、人件費を含まずに年間50万円から100万円程度が削減できる。運営主体は議会事務局とし、当局、議員と協力して端末導入から1年半での完全移行を目指す。

②議員・事務局・当局間の情報共有。

当局担当者も端末等を使用し、事前に参考資料等をサーバーに登録しておくことにより、行政当局と議会、議員同士の双方向での情報共有も容易であり、会議の効率化、質的な向上に寄与すると期待される。

③インターネット会議の開催。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、加速したテレワークやインターネット会議は今後の議会においても感染症の蔓延や災害発生などの緊急時に情報共有が可能となる有用なツールである。また、議員が出産、育児、介護、病気などにより出席が困難な場合でも会議に参加できる仕組みづくりは働き方改革の視点から重要であると考えられる。当委員会ではウェブによる委員会委員協議を実施し、議会への導入に向けた検討に着手したが、本会議や委員会への導入は法的制約や条例改正の検討が必要であり、また通常時は参集しての会議があるべき姿である。しかしながら、緊急時以外でも委員協議に活用することで委員会の効率性と質的向上に資するものと考えられる。

④情報の蓄積。

サーバーに整備、蓄積された過去の議会情報をいつでも参照でき、大量の紙資料を持ち歩く必要がなく、かつ情報へのアクセスが格段に容易であることから、議員活動の効率性と質的向上に大きく貢献する。ただし、セキュリティとバックアップ管理、整理、蓄積のルール化は極めて重要であり、十分な検討が必要である。

⑤町民との情報共有。

現行の議会だよりや「広報たいし」、太子町ホームページ、フェイスブック、インスタグラムに加えてLINEやYouTubeを活用したプッシュ型の情報共有は緊急時における町民への情報周知にも役立てることができる。

(3)端末等導入に係る費用。

導入する端末等の数を25台としたときのコストシミュレーションを行った。機器、通信費、議会棟の通信環境の整備費を合計したコストは、現段階では初期投資額が約400万円、ランニングコストは年間約27万円、イニシャルコストの年間償却費は約95万円と見積もられる。詳細は最終報告書の別表3、予算要求項目一覧を参照のこと。用紙代等の年間削減額及び導入による効果を鑑みると、費用対効果は大きいと考えられる。

5、調査の結果。

(1)結論。

①議会におけるＩＣＴ化は喫緊かつ必須の課題であり、その一環としての端末等の導入はペーパーレス化、業務の効率化、議会の活性化や質的向上、町民への情報発信等の面で様々な効果が見込めるのみならず、トータルコスト的にもメリットがある。したがって、太子町議会においても端末等の早期導入を図るべきである。

②端末等導入の効果が最大限に発揮されるためには、行政側との共通認識に基づいた運用が欠かせない。議会と行政との共同歩調に基づく環境整備が極めて望ましい。

③本来、令和３年度の当初予算に盛り込むことが妥当であったが、現在も新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されている状況下にあつて、予算化の時期は慎重に判断しなければならない。国の行政ＩＣＴ化に向けた動向を注視しつつ、令和３年度の補正予算もしくは令和４年度当初予算に組み入れることが望ましい。

④コロナ禍に限らず、災害等の緊急時において議会の業務を継続的、効率的に行っていく観点から、リモートワークやオンライン会議を活用できる体制の整備が急がれる。

⑤今後、端末等導入に関する予算化、導入後を想定した規程、例規集の整備、議員への使用方法やルール教育が必要である。また、ＩＣＴ技術が日進月歩であること、端末等導入にとどまらないさらなるＩＣＴの活用に向けて議会としての継続的な取り組みが必要である。

(2)提言。

①太子町当局は太子町議会と共同歩調をとり、太子町行政のＩＣＴ化を積極的に推進すること。議会のＩＣＴ化に関しては本会議等への端末等の導入、Ｗｉ－Ｆｉ設備等の必要とするＩＣＴ環境の早期構築に取り組むこと。また、当局ＩＣＴ担当課は議会事務局への積極的な支援を行うこと。

②太子町議会は、当委員会が行ってきた調査研究を基に可能な限り早期に端末等の導入を図ること。また、議会としての共通認識を持って議会ＩＣＴ化に向けた検討を継続して行うこと。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 以上で議会ＩＣＴ化調査特別委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８ 諮問第１号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第８、諮問第１号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第１号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の佐用顕瑞氏が本年９月３０日付をもって任期満了となります。佐用氏は平成３０年１０月１日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております。引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

佐用氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第9、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、識見監査委員蓮本了遠氏の任期満了に伴い、新たに選任するものであり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町吉福534番地に在住の八木宏氏で、生年月日は昭和22年9月15日生まれ、満73歳でございます。

八木宏氏の経歴は参考資料のとおりですが、人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。なお、任期は令和3年3月24日から令和7年3月23日までの4か年であります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 今般の案件につきましてお尋ねをしたいと思います。

参考資料のとおり、経歴等々何ら異存はございません。人物につきましても当局において十分人選された上での上程だというふうに思いますので、人物について異議を唱えるものではございません。しかしながら、私が今回の案件におきまして判断の基準の1つとしたいものに識見監査

委員に対する町の姿勢、あるいは考え方というものをお尋ねしたいと思います。現監査委員は残念ながら1期で退任されますが、年齢的には2期、3期と複数年続けられる年齢でございます。しかしながら、このたびは同意を得られても、残念ながら1期という形にならざるを得ません。もちろん、年齢を重ねても御活躍されておられる方は世間に数多くおられます。しかしながら、町の定められたルールの中では1期ということにならざるを得ません。識見の監査委員につきましては、議会の選任の監査委員が2年ごとに代わっていきますので、できましたら複数期、在任していただけたらなという思いがあります。この点につきまして、識見監査委員に対します町の考え方、あるいは姿勢について、判断の基準としたいのでお伺いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

年齢のことを言われているのだと今聞いておりましたが、この年齢については、この監査委員だけでなく、ほかのケースもですけれども、従来から太子町議会——町のルールというふうに今玉田議員はおっしゃいましたけれども——太子町議会のほうがこういう年齢でということに進んできておりますので、こちらとしてはそのルールに基づいて、75歳ということですので、そのルールに基づいてさせていただいているので、そのとおりさせていただいています。

（「意味が違うのや」の声あり）

○町長（服部千秋） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、監査委員にとりましては町の財政管理、事務の経営管理、その他行政管理とさまざまな御意見をいただける方ということで認識しておりますので、複数期やっていただくということはとてもありがたいことでございます。本来、町としましては複数期やっていただくということをお願いしたいところでございますけれども、このたび八木様につきましては73歳という年齢ではございますが、十分にやっていただける方というふうに認識した上で上程させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 どうしても監査は識見の監査委員と、それから議員から選出の監査委員という形でやっておるように、議員からの分がいわゆる継続してなかなか当たりにくいということで、それをカバーするという意味においても、あるいは専門的な知識をお持ちの監査委員が常時控えていただいて監査に当たっていただく、財政的な面、経理的な面をきちっと指導していただくとような部分を期待しておるわけですが、どうしても1期4年という形になりますと、今回は残念ですけれども、なかなか継続的な部分が望めないと私は考えます。そういう意味において、今回の選任について経緯も含めまして町の姿勢というものを改めてお伺いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 同じことの繰り返しになりますが、ルールとして75歳までということでは議会側がこの監査委員に限らず、ほかのことも言われていて、ルールに基づいてしています。御指摘のとおり、例えば、じゃあ2期、3期という御意見も、何も悪い考えだとは思いませんけれども、そのときによって監査委員も続けて受けていただけるか、受けていただけない方もいるし、過去におきまして私の記憶では1期でおやめになられた方もいました。なので、この方についてきちんとしたい方だと思って上程させていただいておりますので、じゃあ、2期務めなきゃいけないのかと言われても、最初の段階でそれは分かりませんし、任期というものが存在しているわけでありますので、ルールに基づいてこちらとしてはさせていただいておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 十分におっしゃっていることは分かります。1期でやめられた方も過去にもいらっしゃるわけですが、ただいろんな事情があって、そういうことになってはおるのでしようけれども、複数期務められる可能性を秘めた部分というのは1つポイントになってようかなと考えております。

それともう1つは、今さっきも申しましたように経緯。現監査委員は退任の意向を示されてから大分時間がたつてと思うのですが、その部分でも今回選任されたという部分についてもお尋ねしたいなと思います。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 現監査委員におかれましては、もう1期で引きたいということは大分前、何年何月かまでは今は正確に覚えてませんが、おっしゃいました。それで、私はすぐにそうおっしゃったからと言って、じゃあ新しい人をという考えで当時なかったものですから、何回頼んだか、正確にそれが3回ぐらいだったのかと、それが3回か4回かあれですが、何回か期間を置きまして続いてお願いできませんかと、立派にしてくださってますのでということは何回も慰留といいますか、お願いをさせていただきましたけれども、御本人様が、いや、新しい方に新しい視点で監査していただくのがいいと思うという趣旨の御発言をされまして、残念でしたけれども、続いてやっていただきたいと私は思っておりましたけれども、そういう御意向であったという経緯でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私もこの識見監査委員に対しまして、人物的に経歴においても申し分ないなというふうは感じますが、この方の決定、まず1つはなぜこの方にお願いをする——どのような考えがあってこの方を選定されたのかというのがまず一番最初に確認したいところであります。

それと、先ほども玉田議員の質問の中でお答えがありましたが、現職の監査委員がどういった理由でというのは今町長がお話しされたので、私も気になっておったところですが、1期の段階で新たな方が就かれるという部分に引かれるという理由があったのかなと思うのですが、その1期、2期についても町としてはどのぐらいの期を務めていただけるのが妥当だというふうに考え、監査委員に対してどのような解釈を持って取り組もうとしている考えがあるのかという部分を2点目として確認をさせていただきます。

それから、3点目として年齢的なことも触れられましたが、別に規定がどうだこうだとかということとはあまり関係ないというふうに私は考えておまして、ただ73歳というのは間もなく後期高齢者を迎えるような方でありまして、たとえしっかりされておられる方でも、我々がここで見る限りではこの経歴調書でしか判断できない部分がございます。当然健康状態についても分からないところはありますが、ただ一般的に考えますと、その高齢であるという部分については若干の不安を感じる部分もございます。そういった意味から、前提から、選ばれる段階でこの年齢というのはお願いするに当たって気にならなかったのか。逆に、こういうことが指摘されるということは選定をする段階で、そちら側の解釈としても当然我々が気になる視点であるというのは理解されたところであると思うのです。そういう意味であるのであれば、逆にそういう方ではなくて、もう少し最初から年齢も考慮した上で、先ほど玉田議員からの質問でもありましたように、2期、3期——2番目の質疑の部分と重なりますけれども、解釈をどう思ってお願したのかという部分もちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、少し不適切になるかもしれませんが、若干今後こういうことがないようにという思いもありまして町長には直接ちゃんと答えていただきたいのですが、どうも議員間の中で聞いておきますと、町長室に呼んだり、何かこの監査委員についてお願いをしたというような話も耳に入っているのですが、なぜそのようなことをされるのですか。それぐらい根回し的なことをしないと選定されない、選ばれないというような不安があるような要素があったのですか。それが4点目。その4つぐらいをお答えいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 1点目、今メモしたのですけれども、複数年とメモしてるのですけれども、あともう一回言っていたら助かります。

まず、2点目、1期、2期、期数のことをおっしゃいました。私自身は1期務めてもらうべき、2期務めてもらうべき、3期務めてもらうべきという感覚でなく、監査委員の任期は4年でございますので、これまでの議会とのルールで——もしも今議員がおっしゃってることで言うと、議会がお決めになったルール、75歳というものを監査委員についてはもっと年齢を下げて選べというようなことも、そちらが必要になると思います。ルールに基づいてしておりますので、この方も私の判断では——それは病気があるかないかまでは聞いていませんけれども、もう立派に務められる方だというふうにお話ししていても感じておりますので、大丈夫だと思っています。そして、それがじゃあ今3期務められるぐらいの方と言われますけれども、そうしますと75歳から3期分、12引きますと63歳とか、それより若い人を上げよということになると思います。現状としまして、その年齢の方、あるいはもう少し年齢の若い方になると、いろいろとお仕事の関係などで監査委員に出ていただく日数というものも、毎月以外に決算のときなど、複数日来てもらわなきゃならないことなどもありますので、果たして本当に、例えば63歳より若い人たちを上げて3期務められる人と言われても、現実的には非常に難しい面があると思っています。

それから、3点目、先ほどと似ていますが、経歴調書を見ていただいても立派な方ですし、健康についても私はオーケーだと思って——後期高齢に近いという趣旨のことをおっしゃったと思いますけれども、不安がないと思っています。

それから、4点目、この方が不安だったから議員にお願いしたのかという趣旨のことだと思いますけれども、私自身がこの人事について、以前は町長などから事前に説明を受けていたのだという趣旨のことも言われた方もいました。そして、私が町長にならせていただいてから人事案件についていろいろと否決されてきた経緯もございますので、何としてもお願いしている人にぜひとも通っていただきたいという思いは強く持っています。ですので、立派な方だと思い、お願いをしたということでございます。

（上山隆弘議員「議長、答弁が質問と全然違うところがあるので整理していただけますか」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時00分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

町長。

○町長（服部千秋） なぜこの方を選んだのかという点が抜けていたと思いますので……。私もいろんな方に会ってるのでいつというとなかなか難しいですが、この方とも複数回お会いしたことはございます。そして、金融関係にお勤めされている人が過去、いつもではございませんが、

そういうことも多かったものですから、そういう人がいないかということを考えて、この方の経歴、また人物的にも非常に真面目な方だと思います。そして、私がお会いしたときにも、監査としての意見を言うていただければいいわけでございますので、こちらにいいようにとか、そういうようなことで考えているわけではございません。本当に客観的といいますか、中立的といいますか、そういう立場でしていただける人物だということもお会いして、こちらもそういうことを話しましたし、そういうふうに思っておられる方だと思います、またお話ししていてもかくしゃくとしているというか、非常に健康的で誠実な方であったので、この方に選ばせていただきました。

それから、もう1つ、今おっしゃったのが1期、2期というか、年齢のことですけれども、私自身は、監査というのは任期が4年でございますので、その4年間務めていただければ、まずその条件に合っていると思っており、何らルールに基づいたことをさせていただいているので、現在の議会のルールで言いますと75歳までの方を上げてくださいということでございますので、年がいつてるからできないとかというようなことでなく、十分できる方であるので上げさせていただいております。1期だけだったらいけないとか、じゃあ3期だったらいけないとか、そういう前提で選んでおりません。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 聞いておる趣旨からいいますと、私が悪いのかもしれませんが、答弁がちょっと分かりにくいところもありますのですけれども、つまりはこの方であれば大丈夫ということもあって、当然上げてくることぐらいは理解してます、できない人を上げてくるようなことはしないでしょから。ただ、なぜその方をお願いしたのかという町長の思いがどうももう1つ理解できないのが1点あるのと、別にその年齢も特にこだわって何でやということを言ってるのではなくて、逆に町として捉え方として年齢に75歳という規定があったとしても、捉え方として町はしっかりとお願いをして、我々にも理解ができるような形で務めていただきたいなと思うのですけれども、その姿勢を務めるからこそ、先ほど議会でも過去に否決されたことがあったから根回し的なこともしたというようなことを言いましたけれど、今こそ堂々と町長の考えを伝えて、皆さんに理解できるように説明をいただければ、そんな根回しなんか必要ないと思います。しかも、それをなぜ色を分けるようにして特定の間人だけ呼ぶような形で事前にそのようなことを行われるのかというところは私はよく分からないところもありますのですけれども。人物はよくても町の取り組みが不思議な取り組みをされますと、何か違和感を感じてしまうのです。そのあたり、しっかりと説明をいただきたいのですが……。いま一度、これからそういう根回しみたいなことはやめていただけませんか、不審を感じますので。もう一度、この人物がなぜそうなのかという部分だけ、何を求められるのか、最後それだけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどから何回も申し上げますように、この方につきましては、仮に年齢が73歳であっても監査委員として適している方だと私は強く思っております。

それから、根回しというか、その説明についてということですが、説明をしてもらったほうが急に出してもらいよりも、特に人事の案件についてはいいのという御意見の方もいらっしゃいます。そして、このたびについては私はまず議長に申し上げて、それからできる限り期の古い方からと思いました。ただ、時間的なこともあり、副町長をお願いしたこともあります。また、副町長に来ていただいたときとか教育長に来ていただいたときも、当時そういう説明をしていただいたこともございます、人事というのは相手様が絡まっていますので。私が議員のときは、議員からあんまり質問というのはまずございせんでした。相手様のこともありますので、でき得る限り——肅々とという表現がいいのかどうか分かりませんが——議員方にも——

スムーズという表現がいいかどうか分からないのですけれども——スムーズにしていればいいと思い、御説明したほうがいいと思い御説明をさせていただいた次第でございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時08分）

○議長（藤澤元之介） では、再開をいたします。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議長からの御指摘はよく分かります。ですから、そういった部分があったというふうな解釈もできるわけですので、私は確認をさせていただいているところもありました。議員によって温度差があるような説明があるようであれば、この議案について私はどうしても反対できない立場になってしまうようなことになってしまいますので、そういったことがあるのであれば、正しく——私が聞いたのは全員協議会のときに副町長からこういう方が出てこられますよ、お願いしますねといったような挨拶程度はいただきました。それは別に構わないと思うのですが、こうやって顔を合わす場面、庁舎にいればあるわけですから。ただ呼びつけてそのようなやってることの内容が、今の町長の答弁からではどのような姿勢で取り組んだのかというのは、思いはお聞きしましたが、時期もいろいろな人によって違うようですし、蓮本監査委員についても大分前からやめられるという意向を聞いておられたことも分かっている、何かばたばたばたするようにしてこの人事案件が出てきたようになると、本当にお願いをして、この方に対してなっていたきたいという気持ち、思いがどうも私にはちょっと伝わり得ないところもあります。ちょっと説明が長くなりましたがそういうことです。

人物的によくても、町の取り組みが我々に説明が至らないような状況であったり、不思議な取り組みをされるようでは少し私も悩んでしまいます。過去の議員が質問がなかったというのは、そういったように町がしっかりとした取り組みがあつて、しっかりとした説明があつて、違和感を感じないからこそ、議員からの質問はなかったものと考えますので、取り組みについてもう少し今後しっかりと安定した議案の提出をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 先ほどの部分については答弁はよろしいでしょうか。

○上山隆弘議員 答えは多分同じようになるので結構です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど来、議会のルールということで、75歳まででルール内だということの説明はよく分かるのですけれども、今回初めて選任される方であるということと、例えばこれが2回目、再任されるときとではやっぱりルールの考え方も違うのではないかなと私は考えておりますが、先ほどの説明で1期であるか2期であるかというところは特にこだわらないという御答弁がございましたが、こういった監査の選任するに当たって、できれば2期、3期と継続して続けていただいたほうがいいという考え方はお持ちですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどからお答えしているとおり、任期は4年でございますので、そういう前提で私は考えています。そして、これは監査委員に限らず、ほかの審議会等のこともなのですからけれども、もしそういうことにするとなれば、75歳よりももっと若い方をということに、ほかの委員のことにもなると思います。任期が4年でございますので、その期間きちっと、私は今の方もされましたと思っていますし、今後も2期を前提でとか、3期を前提とかということではなく、4年間きちっと監査をしていただく、まずそれが基本だと考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先ほど来の質問のところと重なる部分もあるのですが、別の角度から何点か質問させていただきます。

まず、先ほどからこの方にお決めになった経緯ということで質問が出てるのですが、もちろんその経緯の中にこの方にお決めになった時期、町長の中でこの方を推薦したいということで決まった明確な時期がいつなのかということです。これはいろいろ聞こえてくるうわさなので事実かどうかは分からないのですが、何人か候補があつてなのか、それとももうこの方一本釣りでお願いをされたのか、そのあたりの経緯、これをお願いします。

あと、先ほど来ありましたけれども、議案配付の当日に、厳密には議案が配られた後に副町長から呼ばれまして、全員協議会の朝、監査委員の件で話をしに来られています。その際、今回の件は当初町長が全てお一人でお決めになられて、各議員にお話をされるということになっていた。ただ、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、時間がなくなったので町長からお話しされた方、副町長から話をしに行った方があるということで、同じ説明がありました。副町長あるいは教育長、町三役を含むこの全ての、この議場におられる幹部の方々に誰に監査委員をお願いするのかというのが直前まで知らされていなかったということで聞いているのですが、先ほどと重なりますけれども、この決まった時期、ここを教えてくださいのと、各幹部の皆さんに報告された時期、これをまずお願いをしていいですか。

それから一部の議員には町長自ら話をされて、それ以外の違う一部の議員に副町長に話に行くように指示された、その意味、それを教えてください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、日にちは直前です。今はっきり何日ということは、ずれた日にちになるかもしれないのですが、直前に決めました。

それであとは、候補者として何人かという御質問でしたね。候補者として複数の方を、誰かいませんかということは聞きました。そして、実際には複数、金融関係の方もいましたが、年齢のこととか、あるいはお仕事のこと、監査委員のお仕事は年間何日ぐらい出てこななければならないとか、何月には複数日数出ただかなければいけないとか、そういったことの説明などもしました。先ほども申しましたが、これは全部の人がそうじゃありませんけれど、例えば年金をもらう年齢が何歳ぐらいからとか、そうするとそれまでは働きやならないとか、いろんな御事情がある人もいました。それは途中の段階で説明した人もいます。お会いして、私は八木氏が非常にいい方であるので、直前になりましたけれども、八木氏にお願いをさせていただいたということでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その直前というのがどれぐらいの直前か、ぼんやりでもいいのですが——これは町の監査委員ということで非常に重要な役割、通常の審議会委員以上の役割を担っていたかかないといけないんじゃないかなと思うのですが、そういった中で現監査委員が退任の意向を示されて、かなり相当数の日数があつたと思うのですが、逆に言うと直前まで決まらなかった、引き受けていただく方がいなかったということになるのかなというふうに推測したりするのですが、そのあたりがどうだったのかというのと、先ほど来、誰かいませんかというふうに聞くというのは誰に一体聞かれたのかということです。

あと、僕は別に73歳とか75歳のルールというのも、特に年齢のことを僕は言うつもりは全くなくて、75歳超えられてても別にいいと思うのです。ただ、今の町長の内容でいうと、逆に言う

と、65歳ぐらいまでの方はもうそもそも選定から除外されていたのか、お仕事があったりとかすることで除外されていたんじゃないかなというふうに思うと、先ほど来、皆さん、ほかの議員が質問されているように、町としての選定の基準自体がかなり曖昧なものであったのじゃないかなというのと、もう1つは例えば副町長とか教育長、ほかの部長方々に相談なく、お一人で決めるということのその事実が私からすると驚きなのです。もう少し皆さん信頼関係の中で相談していくような場面がなかったのか。先日の町長が復帰された後の訓示の中で、報・連・相が非常に大事だということで、おっしゃった御自身が報告をされなかったのかということが非常に疑問に感じるのですが、そのあたりを、何点か質問したのですが、お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今メモしてたのですが、いろいろ言われたので抜けているようであれば、またと思いますけれど。すみません、休憩してもう一回整理して、これこれこれって言ってもらえませんか、すみません。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時22分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

すみません、誰に聞いたかということ言うたったのですね。誰に聞いたかというのは役場の中の総務関係の職員に誰かいい人いませんかということは聞きました。

それから、2番目の基準、65歳以下は初めから入っていないのかという御質問ですね。これはそうでなくて、実際にそういう説明をした人にも、もっと若い方もいらっしゃいました。お仕事でそういう日数は出られないという趣旨のことを監査の内容を説明したときに言われました。ですので、65歳を基準に考えているということではございません。先ほど申し上げましたように、いろいろななかお仕事のことがあり、蓮本氏をお願いしたときもこの議場で毎日来られるのかという質疑も当時出ておりましたけれども、そういう現実的に監査、特に集中的にやるときにはその間来ていただかなければなりませんので、そういったことも前もって御説明した上で受けていただかなければいけませんのでということがあると思います。年齢の65歳より下は駄目とか、そういうことは考えておりません。

この人事案件については、総務部長とか、総務課長とか、相談をかけています。

それから、4点目の蓮本氏が1期で終えたいと最初に言われてから大分あったということでしたが、私は最後まで蓮本氏を慰留したいと思っておりまして、複数回にわたり慰留し、最終的には私が病院のベッドで寝ているときに蓮本氏に電話をかけて、お願いしたいけれど、本当にほかの方に頼んでいいのですかという趣旨のことを蓮本氏とお話をいたしました。そして、どうしても本人の意志が固いので――なぜなら私は蓮本氏に本当はもう一期続けていただきたいと思っておりまして、本人の意志を確認の上、また病院の中からもそういう選定というか、そういう作業を始めていました。そして、複数名の方を候補者として選びましたけれども、いろいろと御説明を進めていく中で最終的に、直前になりましたけれども、この方がトータルとしてよいと、監査委員として適任である方だと思って選ばせていただきました。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まだ1月末の時点ではこの方には全くコンタクトを取られていないということに、時系列でいうとなると思うのです、今1月末に入院先から蓮本氏のほうにお願いをされるよ

うな状況だったと思うので。ということは町長が退院されてから1週間とか、そこらあたりでばたばたと動かれて、この方がいいというふうに——先ほど信頼できる方だとおっしゃってたのですけれど、これだけ時間があつたにもかかわらずそれだけ短時間で選定する、お願いをするというふうになったというふうに認識したのですけれど、そこを回答いただきたいのと、リスク管理の部分で相当数な時間があつたにもかかわらず、要は退任の意志が固い方に対してほかの方を探さずにぎりぎりまで、本当に時間がない中まで決められなかったという、このリスク管理に対してはどのようにお考えかということと、先ほど総務関係の職員に誰かいい人いませんかというのを尋ねたということをおっしゃってるのですけれど、ごく普通に考えると副町長とか教育長とか、町三役に相談するのが一般的と違うのかなと、個人的なこれは感覚なのですけれど、思うのですけれど、副町長にも教育長にもそのあたりは全く相談をされなかったというふうに認識してよろしいですか。先ほど総務課長と総務部長には報告をされたというふうにお聞きしたのですけれど、それで間違っていないかという、その3点、お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

まず、時間的に短かったことは事実でございますけれども、この人物で立派な方であるということを確認して決めています。

リスク管理上、問題ないかという御質問でございますが、きちっとこの方を判断して決めています。また、蓮本氏については繰り返しでございますけれども、今回は監査委員のことですけれども、ぜひにと思う人物でしたから、私としては一度最初に言われても、またお願いしたいと思って、時間を置いて、また受けないと言われてもまた時間を置いて、またお願いできませんかという趣旨で頼んでいました。なので、その後、短い時間でありましたけれども、きちっと選定をさせていただいたと思っています。

そして、副町長、教育長に相談したかということですが、私の記憶では——間違っていたら御本人さんたちから訂正していただいていると思いますけれど——していないと思っています。銀行関係のことでございますのでというか、そういう人物——私自身も町内の、じゃあどういう方がいるかといっても——私も知っている人は実際にいました、支店長を経験したような人を。でも、みんながみんなのことを、私が町民の方でどこそこ信用金庫の支店長をされた人を、じゃあ僕が全部把握してるかということできていません。なので、町内のことをよく知っているであろうと思われる職員に誰かいませんかということを相談したということでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 根回しという言葉は使いませんが、町民の方から、太子町の職員がこの監査の案件についてよろしく願いするというのをお願いに回っているという話が数日前に入りました。それで、今町長の答弁を聞いておると、総務部の課長や部長という名称が出ましたから——昨日私は総務部長に電話しました。ほんで、「こんな話が入ってっとうけども、あんた把握しとんか」ということで聞いたら、「いや、全くそんなことは知りません」ということなのですけれども、今国会でも総務省やら、何や総務はちょっとびりびりしますけれども、本当にこういうことに関して太子町の職員がお願いに回るというのは、本当に実際のことやったら何か問題やろうと思うのだけれど、その辺、私が昨日部長とお話ししたことを一遍皆さんに御説明願えませんか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 昨日、清原議員から職員がこの同意案件についてお願いに回ってるん

じゃないかというお話がございました。事実として私どもで認識はしてない状況でございます。  
また、職員が監査委員から御意見をいただくという立場でございますので、この方がいいとか悪いとかというような意思表示をすることについては好ましくないということでございますので、町職員としてはお願いに回っておらないという認識であります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） よろしいですか。

清原良典議員。

○清原良典議員 認識は認識でいいのやけれども、もしそれが事実であれば、どういう具合に具合が悪いのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、監査委員の方々からは町のいろいろな御意見をいただき、助言等もいただき、また指導もしていただくという立場でございますので、どの方がいいとか、どの方にしていただきたいというようなことについては、町の職員としての立場として言うべきことではないということを認識しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島貞次議員及び井村淳子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（藤澤元之介） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（藤澤元之介） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中島貞次議員及び井村淳子議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 6票、反対 7票

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第1号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

#### 日程第10 同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(藤澤元之介) 日程第10、同意第2号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第2号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

このたびの農業委員の選任同意につきましては、昨年12月議会に上程した結果、1名が不同意となったことから、新たに公募の上、太子町農業委員候補者等選考委員会で選考し、決定された候補者1名について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明を申し上げます。よろしく御審議賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(藤澤元之介) 経済建設部長。

○経済建設部長(森川 勝) それでは、同意第2号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

令和2年12月議会におきまして、14名の農業委員候補者の任命同意につきまして上程しました結果、1名の不同意がございました。それにより令和3年1月17日より発足した新たな太子町農業委員会は、現在農業委員1名欠員の13名体制にて運営をしております。太子町農業委員会としても所掌事務を適切に処理するため、定数条例に基づく農業委員14名体制において農業委員会業務を行う必要があるため、太子町としまして令和2年12月25日から令和3年1月16日までの期間、ホームページまた「広報たいし」等で公募をしたところでございます。その結果、農業委員候補者、定数1名に対しまして4名の応募がございました。そして、選考委員6名の構成で行っております太子町農業委員候補者等選考委員会を開催し、1名の農業委員候補者を今回選出したところでございます。

その選考方法でございますが、1月29日に選考委員会を開催しております。前回、14名の選出

時と同様に書面審査、それと1人15分程度の面接審査を行っております。面接におきましては4名の方の農業への熱い思いを語っていただき、予定の15分を超える方もいらっしゃると思います。その後、書面審査、面接審査の点数を集計した結果、今回候補者の決定を行ったところでございます。

今回、公募により選出された農業委員候補者榊田氏におかれましては、前期において農地利用最適化推進委員として活躍されておられ、農業に関する見識も高く、老原集落営農組合の立ち上げ等、農地利用最適化の活動に積極的に取り組まれておられます。つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 前回、12月議会で1名欠員が出て、このようになったのですけれども……。私もいろいろ体調の不具合があつてなかなかパソコンを開く機会がなくて、二、三日前に開いたら——前回やったら申込者とか皆載ったんや。今回も載ったかな。よう探さんだんや。ほんで、聞いた話ですけれども、4名、今部長が言われたんは、やっぱりマスクがあつたら明確に聞こえなかったんですよ。4名が申し込まれて、ほんでこの方以外の3名の方は前回も申し込まれておったという認識なんですけれども、この方も前回申し込まれたんやつか、それともこの方だけ初めてなのかということがお聞きしたいのと、いい人やて、いい人で選んだんやかどうかよう分かりませんけれども、昔から聞くとところによると服部町長に非常に近い方やということも聞いておりますけれども……。点数つけてったら一番高かったんやろうとは思ふんやけれども、多分ほかの3名の方も非常に熱意があつた方で、どなたもこの方より年が若かったん違うかな。えらい今日は石海地区と73歳に何か偏つとんで、その辺教えていただきたいなと、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、公募させていただいて、応募があつた段階でホームページ等には載せております。実際、今現在載っているかどうか、これは申し訳ないですけれども私は承知、確認はしておりません。応募のあつた段階では確実に載っていたのは間違いございません。その中で榊田氏、今回上程させていただいた方のみが前回出られておりません。合計4名のうち3名は前回も応募をいただいた方です。今回、初めて榊田さんのほうが応募をさせていただいております。

もう一点、2点目ですが、今おっしゃられました町長に近い方というようなことで私どもは当然選考はしておりません。あくまでも書面審査、そして面接審査において、それぞれに点数をつけさせていただきました。前回も答弁させていただきましたが、6名の選考委員のうち一番高い点数、それから一番低い点数を除いた4名の方の平均をとりまして、その方の点数によって一番上位の榊田氏のほうに今回候補者を決定したところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 質問の順番が後先になったんやけれども、今回の再募集に関して、何か前回、12月に申し込まれた方、それに落ちた方は募集の中には入れないというふうな、新しい人だけでやるんやと、一遍落ちた人はあかんのやという話を聞いてました。それでいろいろとクレームを

出す方がおられたので聞いとったんですけれども、そしたら最終的に当局の考え方が変わったんか……。今の話でいくと3名の方は前回落ちた方やということで、今回候補者になった方、榊田さんだけが新しかったということなんですけれども、何でゴタゴタゴタしてまで、最初からどなたでも受け入れたらよかったん違うんかいなと思うのやけれども、その辺の私の認識が合うとんかどうか、その経緯を教えていただきたいのですけれど。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今回、1名の不同意があった後、すぐに続いての選考1名をどうするかということでいろいろ中でも協議しました。新たな要綱等も作る段階で、初めから前落ちられた方も入れるということで動いております。議員にどういう経緯で、最初は駄目だったとかという話が伝わったかどうかは知りませんが、私どもとしましては最初から前回落ちられた方も含めて新たに公募というような形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 今の部長の説明の中に新たな要綱も作ってと言われたと思うんですけれども、前回なく、新たに作られた要綱はどんな内容なのか。

それと、14名に1名足らんということで、13名やったらなぜ駄目なのか。また、こういうことは起こり得る可能性は十分ありますね。14名が仮にそろってずっと進みよる間に必ず起きると思うんやけれども、その辺の説明もお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 現在、新たな要綱のほうを私今持ってきておりません。申し訳ございません。

（清原良典議員「作っとなかいな」の声あり）

もう一点のほうですが、14名でしていた前回、当然地区割りというもので動いておりました。斑鳩地区が2名、石海地区5名、太田地区4名、龍田地区3名というような割合で計14名で今まで動いておりました。今現在13名体制ということにつきまして、要するに太田地区1人減の形で今動いていると聞いております。最終的には農業委員会が決められることですので私どもが何とも言えませんが、当然農地等の権利関係、それから農地の転用、それらについてある程度の人数は農業委員会として必要であろうと私自身も考えますし、農業委員会もそう考えているとお聞きしております。当然、あとお一人、何とか——ほんならこれを公募しないということは私どもは考えませんでした。あくまでもあと一人、農業委員会のことも考えますと、必ず必要であろうと思いますので今回上程をさせていただいているところです。

以上です。

（清原良典議員「議長、ちょっと休憩してえな」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時58分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの質問で1点確認ですけれども、農業委員会の人数について14名か、現行13名かということに関して法的な不具合はございますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 法律においては14名以内ということであって、当然うちの条例も14名だったと思います。以内であれば、法的には問題はないと考えております。

以上です。

（清原良典議員「ほな、13名でもええんや」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 前回の12月定例会において、1人の方だけが不同意となったことには議会として、また一人の議員としても大きな責任を感じておるところでございます。その結果から、もとより私自身は再公募への取り組みというのは様々な視点から違和感を感じるものがございました。でき得るなら違う方法を選んでいただきたいという思いもございました。農業委員会に対する法の改正の下、募集における町内の規定の見直しの必要性も求めつつ、12月の1名の不同意への私自身の議員としての判断姿勢より、このたびその責任からも今回の件については賛成することができないと判断をいたします。よって、反対の立場として討論いたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 私は選ばれた方には何の落ち度も責任もなく、行政の説明と資料により前回も賛成をいたしておりました。今回についても同じであり、選出された方についての同意案件であることから、選出方法や制度についてのことは一緒にせず切り離して考え、今回の資料に基づき検討した結果、問題はないと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第2号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員及び松浦崇志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員及び松浦崇志議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成が5票、反対 8票

したがって、同意第2号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(藤澤元之介) ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午後0時10分)

(再開 午後1時10分)

○議長(藤澤元之介) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第11 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(令和2年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))**

○議長(藤澤元之介) 日程第11、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて(令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)であります。

感染症の拡大予防に向けて新型コロナウイルスワクチンの承認後、速やかに接種を開始できる

よう、必要な体制を整備するための事務経費及び接種費用準備をあらかじめ進めておくための経費を補正したものでございます。早急に準備を進める必要があることから、準備のための予算執行が不可欠であるため、令和3年1月27日に専決処分させていただいたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,045万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ181億4,850万7,000円としたものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、衛生費の追加であります。また、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費として1事業を追加しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。締め切ります。よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

お諮りします。

本日の日程第12、議案第1号から日程第18、議案第7号まで及び日程第20、議案第9号から日程第38、議案第27号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る関係経費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ6億5,413万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を174億9,437万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方消費税交付金、国庫支出金、財産収入の追加と町税、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算におきましては、衛生費、農林水産業費、土木費の追加と議会費、総務費、民生費、商工費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費の補正については、翌年度に繰り越して使用できる経費を13事業追加し、1事業の金額を変更しております。また、債務負担行為の補正については、1事業の限度額を変更するものであります。最後に、地方債の補正については、3事業の追加と6事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）について詳細を説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分への対応及び感染症拡大の影響を受けて中止した行事関連経費の減額等のほか、繰越明許費や債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

歳出から説明いたします。

人件費につきましては、一般職給は54万5,000円の減額、職員手当等は110万円の減額でございますが、共済費、退職手当組合特別負担金等を含む総額では早期退職者の増により2,559万6,000円の追加となっております。また、会計間移動を含めた全会計では2,802万2,000円の追加でございます。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

32ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬238万6,000円につきましては、辞職に伴う議員報酬の減額、節3職員手当等87万4,000円につきましては、さきの人事院勧告に伴う期末手当の減額などでございます。節8報償費8万円の減額は、町公募美術展の中止によるもので、このページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費と50ページの款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費においても同じ理由で報償費を減額しております。

32ページにお戻りください。

節9旅費81万4,000円及び節13委託料182万5,000円につきましては、決算見込みによる減額、節11需用費、印刷製本費82万3,000円につきましては、議会だより臨時号の発行がなかったことによる減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費は財源更正であります。個人番号カードと電子決済の普及を目的としたマイナポイント事業の啓発記事を広報紙で掲載する費用に国庫補助金を活用したものでございます。

目3財政管理費、節14使用料及び賃借料237万6,000円の減額は、令和3年4月から本格稼働する財務会計システムの令和2年度使用料が確定したものであるものでございます。

目5財産管理費、節11需用費、燃料費80万円の減額、また34ページの節13委託料のうち、庁用自動車運行管理委託料125万円及び節14使用料及び賃借料13万2,000円の減額につきましては、感

染症拡大に伴い、例年に比べて公用車や庁用自動車等の利用が減少したことによるものであります。なお、節13委託料のうち旧庁舎清掃業務委託料15万円の減額は、実績見込みによるもの、節18備品購入費28万4,000円の減額は、公用車購入の契約残額でございます。

目6企画費は、ふるさと応援寄付金の減額であります。さきの一般会計補正予算（第6号）の編成当時は寄付額が大幅に増える傾向にありましたが、昨年末の寄付額が伸びず、結果的に当初予算で見込んだ4億円程度に落ち着く見通しとなりましたので、節8報償費を3,518万円、節13委託料を2,307万8,000円、それぞれ減額するものでございます。

目7電子計算機費、節13委託料77万9,000円につきましては、実績による減額、節18備品購入費500万円の減額は、パソコン等の購入の契約残額でございます。

目9防犯対策費、節11需用費22万8,000円につきましては、揖龍地区安全・安心まちづくり住民大会の中止による減額、節19負担金・補助及び交付金24万円の減額は、防犯カメラ設置整備の実績見込みによるものでございます。

目11自治振興費、節8報償費2万7,000円は、退職者の増による追加でございます。

目13基金費につきましては、主に各基金に積み立てる利子を補正するものでございますが、ふるさと応援基金積立金は寄付額の補正に応じて全体で1億5,962万円を減額し、森林環境整備促進基金積立金は譲与税の決算見込みに伴い、全体で9万3,000円を追加しております。

目15庁舎管理費は、庁舎1階窓口の総合窓口事務員が個人番号カード関連事務に従事したため、これに見合う人件費へ国庫補助金を充当する財源更正でございます。

36ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費及び項5統計調査費には、事務費交付金の決定により関連経費を追加しております。

款3民生費、項1社会福祉費における節28繰出金の減額は、目1社会福祉総務費が国民健康保険特別会計、目2老人福祉費が介護保険特別会計、目4後期高齢者医療費が後期高齢者医療特別会計での予算補正に伴うものでございます。

目2老人福祉費、節19負担金・補助及び交付金は、実績見込みによる補正でございます。そのうち地域介護拠点整備事業補助金3,360万円の減額は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設に係る土地及び建物が賃貸物件となったため、補助対象経費が備品等に限られたことによるものでございます。

目3高齢期移行者医療費は、県補助の交付決定による財源更正であります。

目5障害者福祉費、節13委託料、自立支援給付審査支払等システム改修委託料236万5,000円の追加につきましては、令和3年度の報酬改定に向けたシステム改修でございます。なお、この改修は国の補正予算により急遽追加された事業のため、次年度へ繰り越す予定としております。

38ページをお願いいたします。

目6障害者医療費は、県補助金の交付決定による財源更正であります。

目8保健福祉会館費、節11需用費370万円につきましては、決算見込みによる光熱水費の減額であります。昨年6月に社会福祉協議会の介護保険事業が廃止されたことが主な理由でございます。

項2児童福祉費、目2保育所費は、斑鳩保育所保育料の減額による財源更正、目3保育所運営費は、国県補助金の交付決定等による財源更正、目4母子家庭等医療費は、県補助の交付決定による財源更正であります。

目5児童措置費、節13委託料118万6,000円及び節20扶助費3,114万円につきましては、決算見込みによる減額、節23償還金・利子及び割引料221万2,000円の追加につきましては、前年度事業

費の精算による返還金でございます。

目 6 乳幼児等医療費、節20扶助費1,000万円につきましては、決算見込みによる減額、目 7 児童館運営費は、子育て支援センター改修経費に県補助金を充当する財源更正であります。

40ページをお願いいたします。

目 9 放課後児童健全育成事業費、節13委託料82万5,000円につきましては、昨年4月の緊急事態宣言による登園自粛期間の保育料の日割計算作業が保守契約の範囲内で対応できたことで全額を減額するものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節28繰出金7,000円の追加につきましては、水道事業会計の人件費補正に伴うものでございます。

目 2 予防費につきましては、先月に専決させていただいた一般会計補正予算（第7号）における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、国が一層の体制確保のために補助金を増額したことに伴い、関連経費を追加するものでございます。なお、この事業は次年度にわたるため、全額を繰り越す予定としております。経費の内訳は、節 1 報酬、一般事務員報酬に会計年度任用職員 2 名分の報酬339万9,000円、健康被害調査委員報酬に 8 万円、節 3 職員手当等に 72万3,000円、節 9 旅費に10万1,000円、節11需用費、消耗品費に 2 万1,000円、節13委託料のうちコロナワクチン接種に伴う集団接種業務委託料に人材派遣会社への委託費用として3,180万円、健康管理システム設定委託料に 8 万8,000円、節14使用料及び賃借料に接種会場となる文化会館使用料として750万3,000円、節18備品購入費にパソコン購入費として53万1,000円を追加しております。なお、節14使用料及び賃借料は、予定していたラジオ体操講習会の中止による文化会館使用料15万円の減額を含むため、補正額の表記は735万3,000円となっております。また、節 11 需用費、印刷製本費10万円につきましては、契約残額の減額、節13委託料は検診実績等の見込みによる減額でございます。

42ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金270万円につきましては、妊産婦支援給付金の支給実績による減額でございます。

目 4 環境衛生費は、揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入の減額に伴う財源更正であります。

目 5 公共墓園費、節28繰出金176万8,000円につきましては、墓所の新規購入や永代使用料の追加により全額を減額するものでございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金120万円につきましては、資源ごみ集団回収運動奨励金の実績見込みによる減額でございます。

款 6 農林水産業費、目 5 農地費、節13委託料1,100万円は、広坂地区の栗岡池について、今年度実施の耐震診断に引き続き、調査設計費が国の補助事業に採択されたことに伴い、県の補正予算計上に併せて前倒しで追加するものでございます。なお、この事業は次年度へ繰り越す予定としております。節19負担金・補助及び交付金のうち、町補助土地改良事業補助金につきましては、当初は町予算を経由して交付予定とされていた県補助が事業者への直接交付となったことに伴い、県補助分である工事費の50%分、92万4,000円を減額しております。西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金374万円につきましては、整備費の増額に応じた町負担分の追加でございます。県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金24万7,000円につきましては、岩浦用水路に附帯する護岸の破損箇所について、令和3年度の改修に向けた機能診断及び実施設計と実施に伴う町負担分を補正するものでございます。多面的機能支払交付金59万9,000円及び県営ため池等整備事業負担金92万3,000円につきましては、決算見込みによる減額、目 7 国土調査費につま

しては、入札等による契約残額の減額でございます。

44ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料115万5,000円につきましては、捕獲した鹿などの動物について50頭が食肉用として無料で処理できたことで相当額を減額するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費につきましては、さきの補正予算で計上した感染症拡大に伴う経済対策等に係る事業経費について、決算見込みにより補正するものでございます。

節19負担金・補助及び交付金では、企業向け支援策の申請数を経営継続支援緊急対策信用保証料補助金は3件、経営継続支援家賃給付金は60件、経営継続支援持続化給付金は80件と見込み、それぞれ減額しております。

また、目8基金費、節25積立金では、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業の申請数を200件と見込み、4,160万円を減額しております。消費喚起対策として実施したあすかふるさと応援商品券交付事業については、実績により節11需用費、印刷製本費を68万円、節13委託料を46万2,000円、節14使用料及び賃借料を22万円減額し、商品券の使用率が96.8%であったことから、節19負担金・補助及び交付金のうち、あすかふるさと応援商品券交付金を707万3,000円減額しております。節19負担金・補助及び交付金のうち、信用保証料補助金60万円、起業家支援事業補助金30万円につきましては、決算見込みに併せてそれぞれ3件分を減額するものでございます。

目2観光費は、財源更正であります。太子あすかふるさとまつりについて、従来のイベント開催形式から変更した住民の夢をかなえる特別企画に県補助金を充当するものでございます。

46ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木費管理費、目1土木総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、狭あい道路整備等促進事業補助金200万円につきましては、申請状況及び決算見込みによる減額、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金60万円につきましては、工事費の確定による減額でございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12役務費26万円及び節17公有財産購入費2,106万円につきましては、茶ノ木踏切跨線橋関連工事に伴う糸井南道路用地について、JR西日本及び県との協議の結果、本年度は買収に至らなかったため減額し、節13委託料34万1,000円につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。節15工事請負費、太子陸橋修繕工事費につきましては、橋りょう上面の修繕工事を町で施工する費用でございます。本来であれば、太子陸橋修繕工事委託料の精算による残額を同時に減額するところでございますが、JR西日本との協議等に時間を要し、委託料の精算に至らないことから減額できない状況でございます。なお、この工事費は次年度へ繰り越す予定としております。

目2道路維持費、節13委託料353万円につきましては、入札等による契約残額の減額、節19負担金・補助及び交付金82万2,000円につきましては、申請状況及び決算見込みに応じた減額でございます。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費756万円及び節17公有財産購入費3,900万円につきましては、網干線外道路整備事業に係る国庫補助金の交付決定に伴う事業費の減額でございます。

48ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節11需用費16万7,000円につきましては、県委託金の確定に伴う消耗品費の減額でございます。節13委託料のうち、土地区画整理事前調査委託料440万円につきましては、コロナ禍により地元協議ができなかったことによる減額、簡易耐震診断推進事業業務委託料15万7,000円につきましては、申請状況及び決算見込みに応じた減額、旧庁舎跡地利用調査業務委託料330万円につきましては、業者からの提案を受け、委託によらず跡

地利用を検討する方針に変更したことにより全額を減額しております。節19負担金・補助及び交付金のうち、住宅耐震改修促進事業補助金70万円及び危険ブロック塀等撤去支援事業補助金71万6,000円につきましては、申請状況及び決算見込みに応じた減額、まちづくり活動助成金60万円につきましては、コロナ禍により地元協議ができなかったことによる減額でございます。

目3公園管理費、節13委託料のうち、警備保障委託料13万2,000円につきましては、総合公園内の体験学習施設の開設時期変更による減額、公園点検システム導入委託料78万4,000円につきましては、契約残額の減額、公園点検システム保守管理委託料26万4,000円の減額につきましては、システム稼働初年度の保守料が無料となったことによるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節15工事請負費152万円につきましては、入札等による契約残額の減額、節19負担金・補助及び交付金につきましては、西はりま消防組合負担金の確定により1,529万9,000円を減額しております。

目2非常備消防費、節8報償費44万7,000円につきましては、支払い実績による退職報償金の減額で、節11需用費、消耗品費60万9,000円の減額につきましては、主に消防出初式が中止となったことによるものでございます。

目4災害対策費、節13委託料424万6,000円につきましては、入札等による契約残額の減額でございます。

50ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節8報償費97万8,000円及び節19負担金・補助及び交付金のうち、修学旅行キャンセル料等補助金99万6,000円につきましては、実績見込みによる減額で、小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金150万円につきましては、感染症拡大により全国大会等が中止となったことによる減額でございます。

項2小学校費、目1学校管理費につきましては、国の第3次補正予算で事業化された感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る経費を計上し、節8報償費に教職員研修の講師謝礼として20万円、節11需用費、消耗品費に保健衛生用品等の購入費用として350万円、節18備品購入費に学習支援用の備品購入費用として190万円を追加しております。なお、この事業は次年度へ繰り越す予定としております。節15工事請負費につきましては、入札等による契約残額を減額しております。そのうち手洗い場蛇口交換工事費32万2,000円の減額につきましては、教職員の協力により取替え作業を実施し、部品購入のみで完了できたことによるものでございます。

目2教育振興費、節12役務費149万円につきましては、一般会計補正予算（第3号）にて臨時休校に伴う遠隔授業を想定した貸出用モバイルルーターの通信費用を計上しましたが、臨時休校が見込まれないため、減額するものでございます。節13委託料2,209万8,000円につきましては、学習用タブレットのフィルタリング設定費用の不用額を減額するもので、節14使用料及び賃借料につきましては、平成27年度導入の教育・校務用コンピューター等のリース料について、リース満了月の支払いが不要であったため、1か月分の費用193万5,000円を減額するものでございます。

52ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金110万円の減額につきましては、感染症拡大により自然学校の期間を4泊5日から2泊3日へ短縮したことによるものでございます。節20扶助費のうち要保護・準要保護児童援助費189万9,000円の減額は、主に修学旅行援助がGo To トラベル事業の活用により縮減されたもので、就学援助特別給付金90万円の減額は実績によるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費につきましては、項2小学校費と同様の理由により、節8報償費に教職員研修の講師謝礼として10万円、節11需用費、消耗品費に保健衛生用品等の購入費用と

して200万円、節18備品購入費に学習支援用の備品購入費用として110万円を追加し、次年度へ繰り越す予定としております。節15工事請負費219万8,000円につきましては、入札等による契約残額の減額でございます。

目2教育振興費、節12役務費61万9,000円につきましては、項2小学校費と同様の理由により貸出用モバイルルーターの通信費用を減額し、節13委託料1,106万4,000円につきましては、学習用タブレットのフィルタリング設定費用の不用額を減額するものでございます。節20扶助費につきましても、項2小学校費と同様の理由により全体で186万7,000円を減額しております。

54ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費につきましては、項2小学校費と同様の理由で不用額を減額し、目2教育振興費、節19負担金・補助及び交付金83万9,000円の減額につきましては、緊急事態宣言に伴う臨時休園により給食実施回数が減少したことによるものでございます。

項5社会教育費、目2公民館費につきましては、感染症拡大に伴い、町公募美術展、たちばな大学、観月会、かるた大会等の各種事業を中止したこと及び緊急事態宣言に伴う臨時休館等で開館日数が減少し、経常経費の支出が抑制されたことにより、節8報償費を98万6,000円、節11需用費、印刷製本費を10万円、節13委託料を86万円、56ページの節14使用料及び賃借料を71万8,000円減額しております。なお、54ページの節11需用費、修繕料41万7,000円につきましては、各地区公民館への網戸設置に係る契約残額の減額であります。

56ページをお願いいたします。

節18備品購入費19万4,000円につきましては、複合機購入に係る入札の不用額を減額しております。

目3青少年教育費、節8報償費105万円の減額につきましては、感染症拡大に伴う放課後子ども教室等の開催回数減によるものでございます。

目4人権教育費、節11需用費、印刷製本費26万6,000円の減額につきましては、人権教育実践発表会の中止によるもので、目5文化財保護費、節13委託料39万円の減額及び節14使用料及び賃借料21万2,000円の減額につきましては、試掘件数の減によるものでございます。節19負担金・補助及び交付金1,243万2,000円の減額は、県、町、斑鳩寺で工事費を負担する斑鳩寺庫裏保存修理事業について、県の予算額に合わせる補正であります。なお、当該事業の完了時期は令和4年初旬となる見通しでございます。

目6図書館費、節15工事請負費118万8,000円及び節18備品購入費130万円につきましては、入札による不用額を減額しております。

目7会館管理費につきましては、感染症拡大に伴い、町民芸術祭、自主事業等の各種行事を中止したこと及び緊急事態宣言に伴う臨時休館等で開館日数が減少し、経常経費の支出が抑制されたことにより、節11需用費、燃料費を160万円、光熱水費を193万円、節13委託料を1,288万5,000円減額しております。

58ページをお願いいたします。

節18備品購入費24万円につきましては、複合機購入に係る入札の不用額を減額しております。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節11需用費、消耗品費32万9,000円につきましては、町民体育大会の規模を縮小したことによるメダル等の購入費用の減額、節19負担金・補助及び交付金67万円の減額につきましては、感染症拡大により全国大会等が中止となり、大会出場者が減少したことによるものでございます。

目2体育館費につきましては、緊急事態宣言に伴う臨時休館等で開館日数が減少し、経常経費

の支出が抑制されたことにより、節11需用費、光熱水費を10万円、節13委託料を137万2,000円減額しております。そのうち施設予約システム改修委託料の減額につきましては、保守契約の範囲内で改修できたことによるものでございます。

目3総合公園管理費につきましても、目2体育館費と同様の理由で、節11需用費、消耗品費を30万円、光熱水費を144万円、60ページの節13委託料を116万円減額しております。

60ページをお願いいたします。

節15工事請負費430万円の減額につきましては、入札の不用額を減額するものでございます。

目4給食センター費、節11需用費、消耗品費461万6,000円につきましては、食器等の購入に係る入札の不用額を減額するものでございます。節13委託料149万5,000円及び節15工事請負費1億6,851万円につきましても、入札の不用額を減額するものでございます。そのうち給食センター警備機器設置工事費50万円及び給食センターネットワーク回線引込工事費78万8,000円は、施工時期が変更となったことで令和3年度当初予算に必要な経費を計上しております。なお、外構工事等に係る経費は次年度へ繰り越す予定としております。節18備品購入費210万2,000円につきましては、事務用椅子等の入札に係る不用額を減額するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子につきましては、一時借入金利子202万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1町税は、決算見込みによる補正でございます。感染症拡大に伴う特例として、項1町民税、目2法人で1,553万3,300円、項2固定資産税、目1固定資産税で8,469万4,000円の徴収猶予額を考慮した決算見込みとしております。

款2地方譲与税及び16ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金、18ページの款9環境性能割交付金、款11地方交付税につきましても、決算見込みによる補正でございます。全体的に感染症拡大等による減収を見込んでおりますが、款7地方消費税交付金は社会保障財源交付金が1億500万円追加される見込みでございます。

18ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金145万7,000円及び款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節2保育所使用料193万3,000円の減額につきましては、児童数及び園児数等の見込みによるもので、節1社会福祉施設使用料329万1,000円の減額につきましては、歳出で御説明申し上げた社会福祉協議会の介護保険事業の廃止に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

目4教育使用料424万3,000円の減額につきましては、緊急事態宣言に伴う施設の臨時休館により貸し館を中止したことなどによるものでございます。

款15国庫支出金の補正につきましては、歳出で御説明申し上げた事業費に対応するものや、過年度の精算等による追加でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,545万5,000円の追加につきましては、第3次配当額が国から示されたため、対象経費の決算見込みに応じた財源更正を行っております。なお、交付金の総額は6億3,592万5,000円となりましたが、このうち5億2,592万5,000円を令和2年度の経費に充当し、残り1億1,000万円は令和3年度に実施する感染症対策、経済対策等に活用するため、国の予算における次年度への繰越手続を行うこととしております。

22ページをお願いいたします。

款16県支出金の補正につきましては、歳出で御説明申し上げた需用費に対応するもの及び過年度の精算等による追加でございます。その中で24ページの項2 県補助金、目1 総務費県補助金、ひょうご地域創生交付金2,253万9,000円につきましては、県が各市町の地域創生の取り組みを支援するための交付金で補助率は2分の1でございます。

26ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては、各基金から生じる利子の追加でございます。

款18寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金、節1 総務費寄附金のうち、ふるさと応援寄付金につきましては、寄付額を4億円と見込み、1億6,000万円を減額しております。地域応援企業による一般寄付金16万円の追加につきましては、感染症の影響により疲弊している地域を応援したいとの思いから西兵庫信用金庫より現金寄附の申出が追加であったものでございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金3億9,037万6,000円の減額は、歳入歳出予算の調製によるもの、目2 ふるさと応援基金繰入金8,067万1,000円の減額は、ふるさと応援基金活用事業の決算見込みによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4 雑入、目2 雑入につきましては、決算見込みによる補正でございます。そのうち節5 土木費雑入及び節7 教育費雑入の減額につきましては、感染症拡大により募集時期が遅れているネーミングライツについて、令和3年度以降に歳入される見込みとなるため、全額を減額しております。なお、ネーミングライツにつきましては現在募集中であり、歳入確保に努めております。

款22町債につきましては、主に歳出で御説明申し上げた事業費に対応する補正でございますが、目2 農林水産業債、節1 土地改良事業債においては、西脇・広坂地区ほ場整備事業債420万円を追加しております。

30ページをお願いいたします。

目9 減収補填債1億円は、普通交付税算定上の税収と実際の税収の差額相当額分を借り入れ、償還額への交付税算入で精算する地方債でございます。市町村民税、法人税割や法人事業税交付金、利子割交付金に加え、令和2年度は地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税などが減収補填の対象となっております。

目10猶予特例債1億1,400万円につきましては、款1 町税の補正で御説明申し上げました感染症拡大の影響による法人町民税、固定資産税などの徴収猶予の特例に該当する減収額を借り入れ、1年後に償還する地方債でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費につきましては、事業の進捗状況等により戸籍附票ネットワーク構築事業、障害者自立支援給付審査支払システム改修事業、栗岡池耐震調査事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金県協調事業、太子陸橋修繕事業、北ノ町東芝西線床版改修事業、網干線外道路整備事業、総合公園整備事業、消防団消防車庫整備事業、小学校学校教育活動継続支援事業、石海小学校南校舎トイレ改修事業、中学校学校教育活動継続支援事業、給食センター改築事業の13事業を追加し、歳出で御説明申し上げた新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の繰越金額を変更しております。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正につきましては、経営継続支援緊急対策利子補給事業の申請状況に

応じて限度額を4,000万円に変更しております。

8ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正につきましては歳入予算に合わせて土地改良事業、減収補填債及び猶予特例債を追加し、土木管理事業、道路橋りょう事業、都市計画事業、学校整備事業、社会教育施設整備事業、給食センター整備事業に係る限度額を変更しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の総額からそれぞれ615万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億9,602万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税、財産収入、諸収入の追加と県支出金繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、諸支出金の追加と総務費、保健事業費及び基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算において決算見込みによる職員手当等の減額、育休代替職員である医療事務専門員の社会保険料の追加、育休取得に伴う医療事務専門員の報酬の減額、決算見込みによる特定健康診査等事業費の減額、償還金の追加等でございます。

歳入予算においては、決算見込みによる国民健康保険税の現年課税分の追加、特定健康診査等負担金の交付決定による減額、同じく交付決定による保険基盤安定繰入金の減額、歳出側の人件費補正に伴う職員給与等繰入金の減額、一般被保険者延滞金の追加、一般被保険者第三者納付金の減額、不当利得・不正利得等返還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正として138万7,000円を減額しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、受診者数の減により400万8,000円を減額しております。

款5基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整として101万4,000円について財政調整基金積立金を減額しております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、決算見込みにより25万4,000円を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより2,100万円を追加しております。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金につきましては、節2 特別交付金において特定健康診査等負担金の交付決定による補正として108万9,000円を減額しております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては、節1 財政調整基金預金利子において決算見込みによりまして60万9,000円を追加しております。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、節1 保険基盤安定繰入金におきまして交付決定により1,835万円を減額し、節2 職員給与等繰入金において歳出の総務費において人件費を減額したことから人件費分と同額の138万7,000円を減額しております。

8 ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として748万8,000円を減額しております。

款8 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより200万円を追加しております。

また、項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金につきましては、決算見込みによりまして200万円を減額し、目4 雑入につきましては、こちらも決算見込みにより55万円を追加しております。

以上で令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億7,300万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、使用料及び手数料、県支出金、財産収入の追加と国庫支出金、支払基金交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、基金積立金、諸支出金の追加と地域支援事業費の減額、保険給付費、介護サービス事業費の財源更正であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を3事業設定しております。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、議案第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算において決算見込みによる職員手当の追加、介護保険システム及び認定システム委託料の追加、決算見込みによる地域支援事業費の減額、償還金の追加等でございます。

歳入予算においては、収入見込額による介護保険料及び手数料の追加、介護給付費等の内示額に伴う国県負担金及び支払基金交付金の見直し、一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節3職員手当等10万円の追加と節13委託料につきましては、介護保険システム改修費100万円を追加しております。

項3介護認定審査会費、目2認定審査会費につきましては、令和3年度制度改正に伴います認定システム改修及びシステムのバージョンアップ経費268万9,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、県負担金の再内示をいただいたことによりまして財源更正をしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、介護予防事業の国庫補助金の減額見込みによりまして財源更正をしております。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、コロナ禍における介護予防・生活支援サービス利用者の減少に伴い、534万6,000円を減額しております。

15ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、国県補助金及び一般会計繰入金の見直しによりまして財源更正をしております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、介護給付費準備基金利子15万9,000円を積み立てるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金につきましては、令和元年度予算で令和2年8月からの介護報酬改定に伴うシステム改修ができなかったことによりまして、令和元年度介護保険事業費補助金の返還に伴いまして39万8,000円を追加しております。システム改修自体は令和2年度予算で行っております。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、調定額あるいは収入状況等を勘案しまして決算を見込みました結果、特別徴収分で237万円の減額、普通徴収分で301万9,000円を追加しております。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1手数料につきましては、新規申請、更新申請の増加に伴いまして介護保険サービス事業者指定申請等手数料を11万円追加しております。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業交付金の見直しによりまして152万7,000円の減額、包括的支援事業費交付金の見直しに伴い152万1,000円を減額しております。

目6介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修費100万円の補助率3分の2相当額の66万6,000円を追加しております。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきましては、交付申請額を変更したことに伴いまして155万8,000円を減額しております。

目 2 地域支援事業交付金につきましても、利用者の減少に伴い、サービス料が減少したことによる変更申請によりまして206万2,000円を減額しております。

9 ページをお願いいたします。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費の決算見込額により内示額が増えましたことから2,104万4,000円を追加しております。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金につきましては、利用者の減少に伴うサービス料の減によりまして171万9,000円を減額しております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金利子で16万円を追加しております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、保険給付事業繰入金を1,573万7,000円減額、事務費繰入金を312万3,000円追加、地域支援介護予防事業費繰入金を113万4,000円減額、包括的支援事業費繰入金を309万4,000円減額しております。

11ページをお願いいたします。

低所得者保険料軽減負担金の増額に伴いまして、低所得者保険料軽減繰入金を4万2,000円追加しております。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、財源調整によりまして155万8,000円を追加しております。

次に、3 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費として 3 事業を設定しております。老人福祉計画・介護保険事業計画等策定事業につきましては、計画書等の印刷が令和 2 年度中に完了できない見込みであるため、また介護保険システム改修事業及び介護認定システム改修事業につきましては、制度改正に伴います詳細な仕様が厚生労働省のほうから示されておらず、令和 2 年度中に完了できない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる経費として設定をさせていただいております。

以上で議案第 3 号令和 2 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましても詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第 15 議案第 4 号 令和 2 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第 4 号令和 2 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 4 号令和 2 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2,077万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億457万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、諸収入の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、議案第4号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては決算見込みによる職員手当等の減額、後期高齢者医療広域連合保険料納付金の追加、保険基盤安定繰入金納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、決算見込みによりまして後期高齢者保険料の追加、一般会計繰入金の減額、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入の追加を行う補正でございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正として10万円を減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度における保険料決算見込みによりまして後期高齢者医療広域連合保険料納付金を2,152万3,000円追加しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和2年度の保険基盤安定負担金が確定したため、64万5,000円減額をしております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、決算見込みによりまして特別徴収分で2,791万7,000円を追加、普通徴収分で719万2,000円を減額、滞納繰越分79万8,000円を追加しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため、事務費繰入金10万6,000円を減額、保険基盤安定繰入金につきましては、令和2年度の保険基盤安定負担金の確定によりまして64万5,000円を減額しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に派遣をしております職員の職員手当等として6,000円を追加しております。

以上で議案第4号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,272万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料、財産収入、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、墓園事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算において決算見込みによる墓所返還還付金の減額、積立金の追加でございます。

歳入予算につきましては、墓園使用料、預金利子、繰越金の追加と一般会計繰入金の減額を行う補正でございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節23償還金・利子及び割引料につきましては、当初想定していたよりも返還希望が少ないため、返還還付金を62万4,000円減額しております。

目2墓園管理費、節25積立金につきましては、令和元年度決算によります繰越金のうち、48万5,000円と管理基金の利子5,000円をメモリアルパーク管理基金積立金として増額しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、永代使用料が当初見込みよりも多くなったため、墓園使用料を114万4,000円増額しております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、管理基金の利子として5,000円を増額しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金につきましては、墓園使用料の増及び返還還付金の減によりまして176万8,000円を減額しております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和元年度決算による繰越金の確定によりまして48万5,000円を増額しております。

以上で令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的収入では7,000円を追加し、事業収益の総額を5億1,531万

9,000円としております。また、収益的支出につきましては、営業費用を17万1,000円減額、営業外費用に1,400万円を追加し、事業費用の総額を5億2,638万9,000円としております。

次に、資本的支出におきましては、建設改良費に524万円を追加し、資本的支出の総額を5億122万7,000円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を8,487万5,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、議案第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算の内訳としまして、4ページを御覧ください。

収益的収入につきましては、総務省が定める一般会計繰出基準に基づく共済費の基礎年金拠出金相当分として他会計補助金7,000円を追加しております。

収益的支出、営業費用につきましては、時間外勤務手当の減額と新規採用職員の給与月額の設定により法定福利費2万9,000円を追加しております。

営業外費用につきましては、令和2年度の事業進捗を踏まえた決算見込みにより消費税の不足分1,400万円を追加するものでございます。

次に、資本的支出、建設改良費、水源整備費につきましては、吉福浄水場の廃止に伴い、吉福から老原浄水場へ原水を送水する導水管の経路を効率的な経路に見直すことに伴い、管布設用地及び進入路の取得に係る測量等の委託料92万円と用地取得費432万円を追加しております。具体的には、保健福祉会館から北へ上がり、町道老原市川原住宅地線を東へ布設するルートを計画しておりましたが、それを保健福祉会館から町道老原村前線を東へ、そして消防署の東側を北に右折するルートに変更したいと考えております。このことにより布設の難易度が抑制され、布設する工事費用が安価となります。このルート変更に際し、個人地を買収させていただき費用を計上させていただいております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第18、議案第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的支出について309万7,000円を追加し、下水道事業費用の総額を13億819万8,000円としております。

その内訳としましては、4ページを御覧ください。

収益的支出の営業費用、管渠費において時間外勤務手当を10万円減額し、総係費において早期退職者に係る退職手当組合特別負担金を319万7,000円追加しております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を4,763万8,000円に改めて

おります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 19 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第19、議案第 8 号工事請負変更契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 8 号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和 2 年 2 月に議決をいただきました太子町学校給食共同調理センター改築工事の工事請負契約について変更が生じたため、議決を求めるもので、契約額は変更前契約額11億5,170万円に719万4,000円を追加し、11億5,889万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、太子町学校給食共同調理センター改築工事の変更契約につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事の主な変更内容につきましては、参考資料の概要書にも記載しておりますとおり、大きく建築工事、電気設備工事、機械設備工事の順に説明をさせていただきます。

まず、建築工事に係る分でございます。

鉄骨工事につきまして、厨房機械との接合関係で整合を図りましたところ、鉄骨を通す配管の位置、また形状等、穴の数等を精査して鉄骨はりの強度を保つために穴の補強工事を行っております。また、受電の制御機器のキュービクルを点検する作業員が安全に点検ができますよう設備の点検盤に面しまして点検用の歩廊6.5メートルを追加しております。

次に、左官工事についてですが、調理室床に長尺シートを貼る上で平滑性を高めるために床の仕上げに係ります左官工事を追加しております。

次に、建具工事についてですが、調理員が調理室内で移動する際にドアに触れることがないよう、当初設計の手動ドア10か所を自動ドアに変更し、また自動ドアでなくてもよい3か所を手動に変更しております。

次に、簡易レベラーについてでございますが、当初設計の段階で配送車の大きさの仕様を特定することができませんでした。実際の配送車と照合しましたところ、開口回収口のドッグシュルターと配送車の間に隙間ができることが判明いたしましたため、その隙間に鋼製板を4か所設置いたします。

次に、外周フェンスについてでございます。

土地購入時から給食センター用地の北側の境界にありました高さ180センチ、延長約125メートルの既設フェンスを再利用いたします。

次に、水路工事についてですが、進入路と給食センター用地の間に設置いたします暗渠を周辺の田畑の雨水排水に大きな影響が出ないよう断面を変更いたします。

次に、公共下水道工事についてですが、下水の排水勾配につきまして再検討しました結果、公

共下水道への自然放流が可能であり、ポンプ機械設備等が不要となりました。

これらの建設工事の変更額が692万7,000円の増でございます。

次に、電気設備工事でございます。

後に説明いたします機械設備工事におきまして、空調設備や蒸気式温水ユニット等に変更が生じたため、電気を制御する動力盤を変更しております。また、研修室の施設見学のテレビシステムを追加しております。その他、LED灯、誘導灯、コンセント等の数量を精査しますとともに自動ドア等の変更に伴います配線の延長等が変更となっております。

これら電気設備工事の変更額は1,127万7,000円の増でございます。

次に、機械設備工事についてでございます。

空調設備につきまして、使用いたします調理室と使用しない調理室の運転能力を変えて運転することとし、外気処理機8台の個々の仕様を小さいものに変更いたしました。また、調理に使用します給湯設備につきまして、給湯機器の維持管理に係るランニングコストを考慮いたしまして貯湯タンク式から蒸気式温水ユニットに変更をいたしました。

次に、受水槽についてでございますが、通常稼働時と夏休み等の休業時の水道の水位変動により受水槽内のさび防止対策といたしましてさび止めの塗装を追加しております。その他、洗面台、洗面消毒台等の衛生器具設備、排水管、ガス設備の配管等を変更しております。

これら機械設備工事の変更額は1,101万円の減となります。

以上、当初計画からの主な変更内容でございますが、当初計画に719万4,000円を追加しまして、11億5,889万4,000円とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 2点ほど質問させていただきます。

建築工事の中の建具工事の中で手動ドアが自動ドアに10か所変わっております。これを地図で見ましたら、調理室から搬送口へ向かうところのドアじゃないかと思えます。逆に自動ドアから手動ドアが3か所、これは返納口から食器を返すところの扉じゃなかったかと思えます。これによりまして、どのように衛生面に違いが出てくるのか、その辺のところをお願いします。

もう一点、電気設備工事と機械設備工事なのですが、こうなった経緯をもう少し詳しくお願いしますとともに、これが変わることによって電気代、ガス代等々はどうなるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、ドアの件でございます。

参考図でお示しさせていただいておりますとおり、参考図の1枚目でございます、それで黒の星印で示しておりますのが自動ドアに変更した箇所でございます。この自動ドアに変更した箇所といいますのは調理に関係するところでございます、調理に関係するところについては手動よりも自動であるほうが衛生管理上、非常に好ましいということで、当初設計では手動にしておったのですが、他の施設等を研究いたしますと、やはり衛生管理上、自動にすべきであるという結論に至ったものでございます。反対に、黒の三角で示しております箇所が自動から手動に変えたところでございます。これにつきましては、この3か所というのは洗浄室でございまし

て、調理と違いまして、衛生上それほど神経質になる必要がないということで自動から手動に変更したというところでございます。

それから、もう一点、電気関係で給湯設備の変更の件でございますが、貯湯タンクから電気温水ユニットに変えることによってランニングコストといたしまして年間で47万円程度、この蒸気式の温水ユニットのほうがランニングコストがかからないというようなことが研究として出てきました。これは明石市の給食センターで比較されたところから、こういうデータをいただいたわけなのですが、それらを勘案しまして、ランニングコスト比較ということを検討いたしました結果、貯湯タンクから蒸気式の温水ユニットに変更するというので、この機械自体は貯湯タンクから温水ユニットに変更することによって40万円程度の増額にはなるのですが、後々のランニングコストを鑑みましてこの設備の変更を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 変更ということで、よりよくするための、先ほどの説明でも研究をしてということでしたけれども、そのアドバイスとしてどなたが加わり、情報あるいはそういうことの方向性のヒントをくださってるのでしょうか。また、フェンスなのですが、この北側の既設メッシュフェンスはあれですけど、傷んでる箇所もあったように思うのですが、そのあたりの対応はどうされるのか、説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） アドバイスをいただきましたのは、主には施工管理をお願いしております（株）安井建築設計事務所でございます。もちろん（株）安井建築設計事務所につきましては実施設計についても委託をしたわけなのですが、その時点から研究をしていただいた、いろいろ情報収集をしていただいたというところでございます。

それから、フェンスにつきましては平成24年に設置されているところでございます。私どももそのフェンスがどの程度傷んでおるかということを現地でも点検したわけですが、まだ10年のはもつであろうという判断でもって再利用を決定いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 電気設備工事と機械設備工事、トータルとして電気のほうが1,127万7,000円追加で、機械設備のほうは1,101万円の減となっておりますが、それぞれの項目で電気設備のほうの動力設備と映像設備、これはともに追加ですよ。機械設備のほうは先ほどの話では給湯設備が追加、給水設備も追加ですので、減となっているのは空調設備という、そういう理解でよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 電気設備工事につきましては、おっしゃいましたとおり動力設備で約650万円の増となっております。それから、映像の音響設備で250万円程度の増となっております。それから、機械設備工事のほうでは、空調設備では約1,400万円ほどの減となっております。その後、給湯設備等では増となっておりますが、大きく空調設備のほうで1,400万円ほどの減となっておりますのでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それで、空調設備の減についてなのですが、今回見直されたと、それ以外のと

ころは理由があって追加されたということはよく分かるのですが、今回の空調設備の減に関して、それによって起こる影響等、そういったことは考えられないですか、衛生上。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 空調設備の変更によりまして衛生面で影響が出るということについてはないと、影響はないというふうに認識をしておるところでございます。調理室で調理しておらない部屋、調理しておる部屋、その使い分けを適切に行って、常時空調を行うということを見直して、適切に空調を行うということによって外気の処理機の仕様を変更したというのが大きな要因でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 もちろん衛生面に関して空調をしっかりやっていただくということは大事ですが、例えばそこで作業される方の労務上の配慮もしっかりされた上で適切な空調がされていると理解してよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 作業環境、衛生環境ともに考慮をした上での変更でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ちょっと聞き忘れたのですが、映像設備の研修用テレビシステムの追加というのはどういったことになるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この映像設備につきましては、研修室に導入を考えております。もともとは視察によって給食センターを見学に来られた方にじかに見ていただいていたということも考えたわけなのですが、その視察のエリアというのが非常に限られておるということで、研修室におきましてあらかじめ調理風景、調理をしているところの映像を撮っておくことによって研修室のモニターにその映像を映すことによって給食センターでの調理を見ていただくということで、このテレビシステムを導入するというふうに変更したものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 普通のテレビじゃなくてシステムとなってる、そのシステムというのはどういうシステムなのですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） モニターと、それから映像の機械、それから音響設備、それらを含めましてシステムという表現をさせていただきました。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 町長施政方針

○議長(藤澤元之介) 日程第20、議案第9号町道路線の認定についてであります、ここでお諮りします。

ここで町長より令和3年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長(服部千秋) 本日、令和3年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げさせていただきます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症という未知の感染症に直面した激動の1年であり、全ての人間が新型コロナウイルスと共存していく新たな時代に入った年と言えた1年でありました。コロナ禍の中でのまちづくりは決して平たんではありませんが、令和3年度におきましても医療、福祉に従事する皆様をはじめ、住民の皆様の健康や暮らしを支えている方々に心より感謝いたしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、住民の皆様の命と健康を守ることを第一に、また抱えておられる様々な不安を受け止め、生活を支えるため、住み続けたいと思っただけのまちづくりに全力を尽くしていきたいと考えております。ウイズコロナ、ポストコロナに向けた新たな日常生活を送っていただくための礎を築くとともに、コロナ禍の下でも各種行政サービスや施策をストップさせず、住民サービスの質の低下を避け、新たな生活様式と行政施策の両立を目指してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和3年3月に、まず高齢者を対象としてワクチン接種の接種券を送付いたします。併せてワクチン接種のコールセンターを設置し、予約や問合せに対応いたします。また、ワクチン接種の対象拡大に向け、国の動向に十分留意し、接種体制の構築に向けた準備を精力的に進めてまいります。さらに、兵庫県龍野健康福祉事務所の協力の下、感染拡大の防止、特に高齢者施設や学校などにおけるクラスター発生の防止に向けて対策、取り組みを進めてまいります。

さて、昭和26年4月に誕生した太子町は、先人たちのたゆまぬ努力により、豊かで恵まれた自然と歴史、文化、産業、そして温かな心を持つ人々が織りなす“和のまち太子”として存立を続け、令和3年4月、70周年を迎えることとなります。当町がこれまで進めてきた施策を、町名の由来でもあります聖徳太子の教えとともに、時代に合った形で未来につなげていくことが今を生きる私たちの大切な使命であると考えています。町制施行70周年記念式典の開催や、将来に残し

たい太子町の風景を写真や絵に残すなどの事業に住民の皆様とともに取り組み、70周年を町全体でお祝いし、未来を担う子供たちにまちづくりをつないでいきたいと考えております。

令和3年度におきましても、第6次太子町総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、住民の皆様と協働し、持続可能なまちづくりを着実に、そして発展的に推進していきたいと考えておりますので、御理解と御支援をいただくようお願いいたします。

それでは、町行政が取り組む施策の概要につきまして、第6次太子町総合計画の5つの基本政策に沿って申し述べます。

初めに、基本政策プラン1、いきいきと輝くまちについて申し上げます。

大施策1、地域活動の推進のための大きな柱と考えておりますのが、住民主体の聖徳太子1400年プロジェクトへの参画でございます。聖徳太子没後1400年を迎える2022年を目前に控え、町におきましても当プロジェクトに積極的に参画し、地域活性化を推進するとともに、太子町を愛する人を増やしていきたいと考えております。また、住民の皆様と協働のまちづくりを推進するため、引き続き提案型協働事業を実施いたします。

大施策2、地域産業の活性化に向けた新たな取り組みとして、農業次世代人材投資事業及び法人化・高度化促進施設整備事業を開始いたします。農業次世代人材投資事業につきましては、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付制度であり、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた方が対象となります。法人化・高度化促進施設整備事業につきましては、新たに法人化に取り組む経営体を実施する共同利用農業機械・施設の整備支援の事業となります。また、地域農業の明日を担うほ場整備の取り組みを兵庫県及び地域の皆様とともに精力的に推進いたします。岩見構下地区につきましては、令和4年度の換地完了に向け、引き続き着実に事業を推進いたしますとともに、西脇・広坂地区につきましては令和3年度にいよいよ整備工事に着手いたします。また、新たに、石海中部地区から提出いただいた農地の基盤整備事業実施の要望にお応えし、石海中部地区ほ場整備地形図作成業務に着手いたします。さらに、広坂地区にある向池の耐震性を向上させるための工事を実施するとともに、同地区にある栗岡池の耐震改修に向けた調査設計業務を実施いたします。

商工業の活性化を図るため、新たに太子町早期経営改善計画策定促進補助金給付事業を開始いたします。本補助金は、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の規定に基づき設置した太子町中小企業・小規模企業振興協議会において御提案いただいた商工振興施策を実現したものであり、早期経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用について、兵庫県経営改善支援センターの補助金に加えた上乗せ補助を行います。これにより、町内中小企業、小規模企業の計画策定を促進し、事業の継続、発展を図ってまいります。本補助金の活用推進を含め、太子町商工会と連携しながら経営改善普及事業や地域振興事業に取り組むとともに、融資を受けた中小企業に対して利子補給などの経営支援を行ってまいります。

大施策3、地域資源の活用につきましては、まちの魅力の創出、向上とにぎわいと活力の創出、維持を目指したものです。

太子あすかふるさとまつりにつきましては、令和2年度はコロナ禍の影響で従来のイベント型から住民の夢をかなえる特別企画へと形を変えて実施いたしました。実行委員の皆様とのアイデアと御尽力により、たくさんの夢がかなった、また多数のメディアに取り上げられるなど、まちの魅力とにぎわいを創出いただいたこと、そして、住民の心に温かい明かりをともしていただいたことに深く感謝しております。令和3年度におきましても実行委員会と協働し、新しい、そして住民の皆様の心が1つになれるような取り組みにしていきたいと考えております。

子供たちを中心に好評をいただいている町マスコットキャラクター「ぼうじい」につきましては、今春より住民の皆様や企業にイラストを活用いただけるよう準備しております。また、アニメーションを制作するなど、多面的な活用、活躍を目指してまいります。また、兵庫県西播磨県民局が展開する西播磨山城復活プロジェクトに参画し、当町域に所在する楯岩城址周辺の眺望改善に取り組んでまいります。

次に、基本政策プラン2、学び成長するまちについて申し上げます。

大施策1、子育て支援の充実につきまして、令和3年4月にオープンする子育て支援センターは子育て親子の交流の場であり、地域の皆様と協働して子育て家庭の支援を行うための新たな子育ての拠点となります。子育て世代包括支援センター「ひだまり」とともに、子育て世代への支援を推進してまいります。また、官民協働で保育園や学童保育園の子育て環境、保育環境の整備を進めてまいります。

大施策2、学校教育の充実につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などに対応するためのスクールサポートスタッフを配置するとともに、学校園コロナ感染防止対策事業に取り組み、コロナ禍の中でも子供たちが安心して教育を受ける環境を整備いたします。また、令和2年度に整備した校内ネットワークやタブレット端末、また令和3年度に中学校へ整備を予定しております大型提示装置などのICT環境を活用できるよう、教職員への情報教育研修の実施や学習のオンライン化に向けた環境整備などを通じて、子供たちの高度情報社会に対応し得る学習環境の充実を図ってまいります。さらに、3歳児保育の導入を見据えた教室数の確保や学童保育との併設化などを推進するため、太田幼稚園の北園舎における令和4年度の園舎の解体、プレハブ教室の設置に向けた実施設計業務などを通じて安全・安心な教育施設の整備を推進いたします。令和3年9月には、いよいよ新しい学校給食共同調理センターが稼働いたします。安全・安心なおいしい給食で子供たちの心と体、学びを支えていきたいと考えています。学校、家庭、地域が連携して子供たちを育てていくため、地域の皆様に講師やボランティアとして御協力、御参画いただき、あそびっ子教室や土曜日英会話教室、ジュニアリーダー養成講座、放課後子ども教室などを実施し、地域全体で子供たちを育てる体制づくりを推進いたします。

大施策3、社会教育の充実につきましては、文化会館や地区公民館などにおいて高齢者大学や各種講座を開催し、いつまでも生き生きと学びを深めるとともに、仲間づくり、友人づくりに役立てる場とするよう事業を実施いたします。また、文化芸術活動の積極的な情報発信を推進するため、今後もふるさと文化村フェイスブックなどを通じて、効果的で即時性のある情報発信を推進してまいります。歴史資料館におきましては、町制70周年記念として、「太子町と近代産業」を題材とした企画展の開催を予定しております。図書館につきましては、令和2年度に設置した図書返却ポストなどを活用し、より多くの方に利用していただけるよう環境整備を推進いたします。さらに、町民体育館におきましてはパラリンピック正式種目であるボッチャ体験教室を開講し、オリンピック・パラリンピックの機運の醸成に努めてまいります。

次に、基本政策プラン3、未来を守るまちについて申し上げます。

大施策1、防災力の強化につきましては、全国的に多発する風水害、近い将来の発生が予測される山崎断層帯地震、南海トラフ大地震に備えることが必要とされる中、さらに新型コロナウイルス感染症などとの複合災害にも対応することが求められております。令和3年度に改定予定の太子町地域防災計画を基とした新たな災害対応の体制やコロナ禍に即した住民参加の防災訓練など、西はりま消防本部、太子町消防団、各自主防災組織と連携の上、自助、共助、公助による防災体制、地域防災力の強化を推進いたします。また、去年は尊い人命が失われる火災が続いたことを痛ましく、悔しく感じております。広報啓発活動により住民の皆様の防火意識の高揚に努め

るとともに、太子町消防団など、関係機関との連携体制を強化し、火災への備えを万全にしたいと考えております。

大施策2、防犯・交通安全対策の充実につきましては、たつの警察署、各自治会、交通安全を進める会、防犯推進委員会などの関係機関と連携の上、防犯パトロール、交通安全運動、交通安全教室、消費者相談などの取り組みを通じて防犯体制の充実と防犯意識、交通安全意識、消費者意識を高め、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

大施策3、環境保全活動の推進につきましては、全町クリーン作戦の実施や連合自治会による河川美化活動への支援などにより、良好な生活環境の維持を図ってまいります。また、家庭で取り組めるごみの減量化やレジ袋の削減などの啓発、資源ごみの集団回収運動に対する奨励金などにより、環境問題に関する意識高揚を図ってまいります。

次に、基本政策プラン4、元気で笑顔のまちについて申し上げます。

大施策1、健康づくり・医療の充実につきましては、従来まで推進しておりました健康づくり・医療の充実のための事業に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、住民の皆様の命と健康を守ることを第一に、そして住民の皆様の関心が最も高い新型コロナウイルスワクチン接種に全庁的な体制で取り組んでまいります。また、新たな取り組みといたしまして集団健診の新規受診者、継続受診者の増加を目指し、集団健診受診者へ商品券などを贈呈するインセンティブ事業を開始するとともに、がん患者の皆様が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう、ウィッグなど補正具購入費用の一部を助成するがん患者等支援事業を開始いたします。

大施策2、高齢者・障害者福祉の充実につきましては、令和3年3月に策定予定の第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度より高齢者の医療、健診、介護などの情報を一元管理するため専従の保健師を配置し、保健事業と介護予防事業など一体的に実施することで高齢者の健康寿命の延伸を目指します。また、同時期に策定予定の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を基として障害者福祉を推進するとともに、新たに地域活動支援センター運営事業を行う法人への補助を通じて、障害者の相談支援や地域活動、地域交流の拠点づくりに取り組んでまいります。

大施策3、地域福祉の充実につきましては、人権教育、啓発活動を推進することにより、お互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分発揮できるまちづくりを進めてまいります。特に、新型コロナウイルスに感染した方や療養を終えて学校、職場、地域に戻られた方、また治療に当たっている医療関係者や社会機能の維持に当たる方とその家族に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷があってはなりません。差別されることを恐れるあまり受診をためらい、感染が拡大することにもなりかねません。民主化推進協議会や人権擁護委員と連携し、一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に正しく向き合い、行動していただけるよう啓発活動を展開いたします。

地域の主体的な福祉活動を推進するため、自治会や老人クラブ、民生委員児童委員などの活動を支援するとともに、ボランティアやNPO法人、民間福祉関係団体と連携し、地域で支え合う体制を推進してまいります。また、新たに子ども家庭総合支援拠点事業やひきこもりサポート事業、生活困窮者相談支援事業を開始し、児童虐待やひきこもり、生活困窮などの社会的な課題に対応するための体制整備に取り組んでまいります。

次に、基本政策プラン5、快適で持続するまちについて申し上げます。

大施策1、都市機能の整備促進につきましては、自然と親しみ、心身の健康増進とスポーツを通じた交流の場であり、かつ防災拠点としての機能も有する太子町総合公園の整備を進めてまいります。令和3年度はグラウンド投光照明の設置及び旧環境センターの解体、撤去を実施すると

ともに、体験学習施設の利活用を推進していきたいと考えております。

広域交流拠点であるＪＲ網干駅周辺の交通環境の改善及び周辺道路ネットワークの構築を図るため、都市計画道路龍野線の道路整備事業と連携しつつ、都市計画道路網干線外整備事業を継続して実施いたします。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、太子陸橋上部の修繕工事を引き続き実施するとともに町管理橋梁の５年に一度の法定定期点検及び令和４年度工事予定の中道跨線橋の修繕調査設計を実施いたします。

市街化調整区域のまちづくりの活性化を進めるため、平成１７年３月に策定した土地利用基本計画を改定し、近年の土地利用の変化に対応したまちづくりを推進いたします。

公共交通につきましては、引き続き民営乗合バスの運行経費の一部補助などを通じて、公共交通の維持に努めるとともに、新たに出前講座のメニューとして追加した「みんなで考える公共交通」の積極的な開催などを通じて、住民の皆様、事業者の皆様とともに公共交通を考える１年にしたいと考えております。

安心・安全な水の供給体制を維持するため、老朽化した送水管の更新・耐震化工事を行い、災害対策や事故の防止を図るとともに、吉福浄水場の浄水機能を廃して老原浄水場に送水するため、吉福水源地導水機能整備工事を実施いたします。

雨水対策につきましては、豪雨時に発生する浸水箇所の解消を図るため、令和２年度に引き続き、大津茂川右岸第一排水区における雨水幹線整備を実施いたします。

大施策２、行政基盤の確立につきましては、「広報たいし」やホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどを活用し、行政情報の発信と町の魅力発信を推進、強化いたします。また、質の高い住民サービスを効果的、効率的に提供するため、第６次太子町新行政改革大綱に基づき、引き続き行財政改革の取り組みを進めるとともに、各事業の費用対効果を見極め、働き方改革を進めながら選択と集中による効率的な事業執行を行ってまいります。

国の方針により行政のデジタル化への対応が求められており、デジタル社会の基盤とも言えるマイナンバーカードにつきましては、今後さらなる利用の広がりが見込まれております。このような背景の下、マイナンバーカード申請補助、交付体制を強化し、啓発活動、休日開庁、公民館等へ出向いての申請補助などの取り組みを推進することによりマイナンバーカードの一層の普及を図ってまいります。

策定から５年が経過した公共施設等総合管理計画の中間見直し、一部改定を実施し、引き続き公共施設等マネジメントを推進してまいります。また、令和２年度に新たな財源の確保策として導入しました「広報たいし」への有料広告及び公共施設へのネーミングライツ制度や、町内産業の発展にも寄与している太子町ふるさと応援寄付などの取り組みを通じて自主財源の確保、財政運営の健全化に努めてまいります。

以上が、令和３年度のまちづくりに取り組む私の所信と施策の概要となります。町民の皆様がこれからも住み続けたいと思える誇れる太子のまちづくりに向けて全力を傾注いたす所存でございますので、御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げますとともに、今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後３時２３分）

（再開 午後３時３９分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第20 議案第9号 町道路線の認定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第20、議案第9号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第9号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路4路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第21 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第21、議案第10号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第10号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、全国町村議会議長会及び全国町村会からの要望により、公職選挙法の一部が改正され、町の選挙においても選挙運動費用を公費負担の対象とすることが可能となったことから条例の制定を行うものでございます。

主な制定の内容は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の費用について公費負担とし、その上限額を定めるものです。施行日は公布の日とし、その後、告示される選挙から適用することとしております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第10号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料の議案概要書10ページも併せて御覧いただければ幸いです。

今回の制定は、先ほど町長も御説明いたしましたけれども、全国町村議会議長会及び全国町村会からの要望によりまして、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布、令和2年12月12日から施行されており、選挙用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用ポスター作成の費用が、条例で定めるところにより公費負担の対象とすることが可能となったことから、このたび太子町においても新たに条例を制定するものです。

制定内容ですが、第1条は条例の趣旨といたしまして、公職選挙法の各条を引用し、条例制定の根拠と規定する内容を明示しております。選挙運動用自動車の使用に係る費用につきましては第2条から第5条で規定しており、第2条で自動車の公費負担の上限額を1日当たり6万4,500円といたしまして、供託金が没収となった場合には公費負担とならない旨を定め、第3条で選挙管理委員会への契約締結の届出について、第4条第1項第1号で公費負担にする金額とい

たしまして、ハイヤー契約の場合は1日6万4,500円、第2号で個別契約の場合は1日当たりの金額といたしまして自動車の借用は1万5,800円、ガソリンは7,560円、運転手の雇用につきましては1万2,500円といたしまして、供託金が没収された場合を除きまして業者へ直接支払うこととしております。第5条でハイヤー契約と個別契約を同一の日に締結した場合について、いずれかのみを締結することとしております。

選挙運動用ビラの作成につきましての費用は第6条から第8条で規定しておりまして、第6条でビラの作成費用を、第8条の範囲で公費負担といたしまして、自動車同様、供託金が没収となった場合は適用されない旨を規定しております。第7条で選挙管理委員会への契約締結の届出について、第8条で公費負担する金額としてビラ作成の単価を上限7円51銭、枚数は公職選挙法に定める範囲内といたしまして、町長の場合は5,000枚、町議の場合は1,600枚とし、供託金が没収された場合を除きまして業者へこれも直接支払うこととしております。

選挙運動用ポスターの作成に係る費用につきましては、第9条から第11条で規定しており、第9条でポスターの作成費用を第11条の範囲で公費負担といたしまして、自動車とビラと同様に供託金が没収となった場合は適用されない旨を規定しております。第10条で選挙管理委員会への契約締結の届出について、第11条で公費負担する金額といたしまして、公職選挙法施行令第110条の4の規定に準じまして、現在町内のポスター掲示場は全部で66か所ございますので、これにより算定いたしますと、ポスターの作成費用といたしましては34万5,180円が上限となります。自動車やビラと同様に供託金が没収された場合を除きまして、これも直接事業者へ支払うこととしております。第11条で委任規定といたしまして、選挙管理委員会が別に定めるところといたしまして、本条例の具体的な手続や申請様式等につきまして、選挙管理委員会規程として告示される予定となっております。条例の施行日につきましては公布の日といたしまして、公布後、告示される選挙から適用されることとしております。

以上で詳細説明といたします。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第22 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第22、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の時間外手当等の計算に必要となる勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、実際の勤務日による算出とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、一般職は年間の要勤務日数を50週である「250日」での算出から、1年間の日数から土日、祝日、年末年始を引いた「実日数」により算出し、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員についても同様に算出する改正であります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料の議案概要書の11ページも併せて御参照ください。また、条例等の改正等に係る参考資料、新旧対照表も併せて御覧いただければ幸いです。

時間外手当や欠勤の減額計算に必要となります勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、当町はこれまで年間365日、52週あまりのうち、1週間5日勤務であることから50週である「250日」を勤務日として算出しておりました。しかし、県を含めた県内の多数の市町でも暦上の実際の勤務日による算出に改正していることから、本町も「実勤務日数」どおりに算出することに改正するものでございます。

詳細は、条例第17条におきまして、給与月額に12を乗じ、当該勤務の属する年度の日数から土曜日、日曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日の日数を減じて得た日数により算出した実勤務時間数で除したものを勤務1時間当たりの給与額とするものでございます。また、第17条第2項を追加いたしまして、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員につきましても同様に算出するよう定めるものでございます。ちなみに実勤務日数を計算いたしますと、令和2年度では243日になります。施行いたします令和3年度は242日となります。1時間当たりの給与額の影響額といたしましては、1人当たり平均49円の増と試算しておりますけれども、ワーク・ライフ・バランスの観点から時間外勤務の削減に取り組んでおり、当初予算要求には影響がないものと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第23 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第23、議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員の時間外手当等の計算に必要な勤務1時間当たりの給与額の算出についても一般職と同様に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、フルタイム会計年度任用職員は一般職の職員と同じ勤務時間であることから、一般職の職員と同様の改正とし、パートタイム会計年度任用職員については1週間当たりの勤務時間に応じた割合により算出する改正であります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

こちら先ほどと同様、議案概要書11ページ、新旧対照表のほうは2ページになります。

先ほどの一般職の給与の条例同様、会計年度任用職員に係る時間外手当や欠勤の減額の計算に

必要となる勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、当町はこれまで年間52日あまりのうち50週で「250日」を勤務として算出しておりました。しかし、県職員を含めた県内での多数の市町が「実際の勤務日」による算出改正を行っていることから、本町もこれに倣うような形をするものでございます。

まず、第12条におきまして、フルタイム会計年度任用職員は一般職員と同じ勤務時間であることから、一般職の職員と同様の扱いを行っております。

次に、第21条の第1号におきまして、月額による報酬で支払われておりますパートタイム会計年度任用職員についても給与月額に12を乗じ、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た時間に要勤務日数を乗じたもので除すと、得た額を勤務1時間当たりの給与とするものでございます。先ほども申し上げたとおり、実勤務日数でございますけれど、令和2年度では243日、導入いたします令和3年度では242日となります。本町では原則といたしまして会計年度任用職員に時間外勤務はありませんので、予算上の影響はないと考えております。

以上で詳細説明といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第24 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第24、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税制改正及び兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、ひとり親控除が新設されたことに伴うもの、個人所得課税の見直しにより給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われたことに伴うもの、訪問看護療養費に対する助成制度を新たに拡充するための改正であります。施行日は令和3年7月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

併せて参考資料の議案概要書11ページ、また条例等の改正等に係る参考資料の3ページから5ページに新旧対照表がございますので御参照ください。

当該改正につきましては、市町村が実施いたします福祉医療費助成制度の基盤となる県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことを受けまして、当町の条例も同様に改正するものでございます。

改正内容については、大きく分けて3点ございます。

1点は地方税制改正によりましてひとり親控除が新設されたことに伴うもの、2点目は個人所

得課税の見直しによりまして給与所得控除や公的年金等の控除から基礎控除へ10万円の振替が行われたことに伴うもの、3点目は訪問介護医療費に対する助成制度を新たに拡充することに伴うものでございます。具体的には、条文の若いものの順からですが、3点目につきましての第2条第14号中の規定を改めまして、訪問介護医療費に対する助成制度を拡充しております。次に、1点目に申し上げましたところで第2条の第17号及び第4条の第5号におきまして、ひとり親控除が新設されたことに伴いまして、「寡婦（寡夫）の控除のみなし適用に係る規定」を削除しております。また、2点目につきましては第2条第17号、第18号におきまして、個人所得課税の見直しによりまして、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われたことによる不利益が生じないようにするために所得算定に係る規定を改めております。施行期日につきましては、県要綱と同様に令和3年7月1日としております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第25 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第25、議案第14号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第14号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、保育所及び認定こども園の利用者負担額の算定において、本条例、別表第1の備考に利用者負担額を算定する際、未婚のひとり親に対し、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されたものとみなして「市町村民税所得割の額を再計算する規定」を設けておりましたが、令和2年度税制改正において未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことにより、この規定を削除するものです。施行日は公布の日とし、子ども・子育て支援法施行令の一部改正の施行日である令和3年1月1日から適用するとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第26 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第26、議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われたことにより、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう軽減判定基準額を改正するものであります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

参考資料の議案概要書12ページ、条例等の改正等に係る参考資料の7ページ、8ページの新旧対照表も併せて御参照ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和2年政令第264号が令和2年9月4日に公布されまして、国民健康保険税の減額に係る所得の基準につきまして、基礎控除額相当額の基準額が43万円に引き上げられたこと等に伴いまして、当町の国民健康保険税においても同様の規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、令和3年1月1日より施行の個人所得課税の見直しにおきまして、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることによって国民健康保険税の負担水準に関しまして、意図せざる影響や不利益が生じないよう所要の見直しを行うものでございます。

具体的に申し上げますと、国民健康保険税の減額について規定する条例第21条におきまして、国民健康保険税の減額の基準につきまして所得の算定におきまして、基礎控除額相当額の基準額を現行の「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることに規定を改めるものでございます。また、附則第2項におきまして、第21条の改正に伴う公的年金等控除の読替えの改正を行っているものでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日としており、令和3年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第27 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第27、議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地域支援事業における介護用品支給事業を明確にし、また第8期介護保険事業計画に基づく第1号被保険者の介護保険料の改定、さらに介護保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、「介護用品支給事業」を本条例中に規定するもの、第1号被保険者の介護

保険料を改定するもの、基準所得金額を所得税法の改正に伴う介護保険法施行令の改正に合わせた改正であります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

併せて参考資料の議案概要書12ページから14ページ、新旧対照表のほうは9ページから11ページになっておりますのでよろしくお願いいたします。

このたびの改正は、現在地域支援事業における任意事業で国庫支出金、県支出金等を受けまして実施しております介護用品支給事業について、一般会計あるいは介護保険事業の市町村特別給付に移行して実施するよう助言、指導があったことに伴いまして改正を行うものです。本町が選択しております市町村特別給付は介護保険法第62条に規定され、要介護者や要支援者に対し介護保険法で定められております保険給付以外に介護保険条例に定めることによりまして、市町村が独自に実施できる保険給付です。よって、「介護用品支給事業」を本条例中に明確にうたうものでございます。

次に、第4条におきまして、介護保険法117条第1項及び第129条第3項の規定によりまして、介護保険料を3年ごとに定めることとされております。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に関しまして、第1号被保険者の介護保険料をこのたび改定するものでございます。基準月額につきましては、現行年額「6万4,200円」を「7万5,600円」に設定しております。月額に直しますと、現行基準月額「5,350円」が「6,300円」となり、950円の増額としております。また、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正に伴い、所得金額が変更となり、介護保険法施行令等の規定が見直され、第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を「200万円」から「210万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を「300万円」から「320万円」へ改正し、所得金額が0を下回る場合は0とするものでございます。附則におきまして、税制改正の影響を踏まえ、所得指標の見直しを行い、保険料の算定となる所得金額については所得税法によって計算した金額から10万円を控除する額とするものでございます。なお、この条例の施行日は令和3年4月1日からの適用となります。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第28 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第28、議案第17号太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第17号太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、太子町総合公園に開設を予定している太子町総合公園体験学習施設の設置及び管理について、条例の制定を行うものでございます。

主な制定の内容は、人と自然との触れ合いの場や地域住民の交流の場を提供することにより、

地域住民のコミュニティー意識の醸成や住民福祉の増進を図るため、太子町総合公園内の有料公園施設として設置し、施設の名称、休館日や使用時間、使用料について規定しております。施行日につきましては、コロナ禍の影響、また土壌汚染対策法関連の影響により工事全体に遅れが生じておりますので、工事の進捗により開館日程が決定しましたら規則により施行日を決めることとしております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第17号太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料の議案概要書14ページも併せて御覧いただければ幸いです。

この条例は、太子町総合公園に令和3年度開設を予定しております太子町総合公園体験学習施設の設置及び管理について定めるものでございます。太子町立都市公園条例第22条により、有料公園施設の管理に関しましては別の条例を定めるところとされております。都市公園である総合公園には既に有料公園施設といたしまして陸上競技場とテニスコートについて決めました太子町総合公園体育施設管理条例が制定されております。体験学習施設についても総合公園内の有料施設であり、管理についても陸上競技場内の総合公園管理棟にて行う予定でございますので、基本的に条例の立てつけにつきましては、この太子町総合公園体育施設管理条例に合わせております。

まず、第1条で目的といたしまして、人と自然との触れ合いの場や地域住民の交流の場を提供することにより、地域住民のコミュニティー意識の醸成や住民福祉の推進を図るために設置する体験学習施設の管理について必要な事項を定めることを規定しております。第2条から第4条につきましては、名称、位置、休館日、使用時間を規定しております。使用時間につきましては、テニスコートと同様、午前9時から午後9時までと規定しております。第5条で使用許可について、第6条で使用の制限について、第7条で使用の許可の取消し等についてを規定しております。第8条で使用期間の制限について規定しており、太子町総合公園体育施設管理条例同様に、連続して使用できる期間を3日以内と規定させていただいております。第9条で使用料について規定しております。使用料は別表に定めるものといたしまして、多目的室1を1時間400円、多目的室2を1時間700円と規定しております。第10条で使用料の減免、第11条で使用料の還付を規定しております。第12条で整理人の配置を規定しており、太子町総合公園体育施設管理条例に合わせております。第13条で使用時間の超過について、第14条で使用权の譲渡等の禁止について規定しております。第15条で特別の設備を設置する場合について、第16条で原状回復の義務について規定しております。第17条で賠償及び事故の責任について規定しております。第18条で物品販売等の禁止を規定しており、町長の許可なく、物品売買等を行うことを禁止しております。第19条で備品等の返還について規定しております。第20条で遵守事項につきまして、第21条で入館の制限について規定しております。第22条で、この条例の施行について必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、附則第1条で施行期日を規則で定める日としております。先ほど申し上げたように、若干工事が遅れておりますので、施行日につきましては規則で別途定めることとさせていただきたいと思っております。

次に、附則第2条で太子町立都市公園条例の一部を改正することとしております。

併せて新旧対照表、これは14ページになるのですが、これを御覧いただければありがたいと存

じます。

改正内容といしましては、総合公園内に完成いたします体験学習施設、防災備蓄倉庫につき別表第1の「総合公園」の「主な公園施設」に追加をいたすこととしております。これが別途、ほかの条例の分を附則でこちらのほうで条例改正をさせていただいてるところでございます。

最後に第9条関係の別表では、使用料金、使用料の加算について規定をしております。備考1では、太子町に住所を有する者、法人にあつてはその所在地以外の者が使用するときには使用料は当該使用料の額に5割を乗じて得た額を加算した額とすることを規定しております。備考2は、営利営業等につきまして加算といしまして、町の他の有料施設同様、加算規定を課していただいております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第29 議案第18号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第29、議案第18号太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第18号太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年8月1日から太子町学校給食共同調理センターが移転すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、給食センターの位置、現給食センター建設当時に併置されていた栄養指導センターに関する規定の見直し、職員の配置の文言等の改正であります。施行日は令和3年8月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第18号太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書では14ページから15ページ、新旧対照表では18ページになりますのでよろしくお願いいたします。

本条例は昭和47年に制定されておりますが、令和3年8月1日より太子町学校給食共同調理センターが移転することに伴い、位置の改正を行うものでございます。また、当該条例は太子町学校給食共同調理センターが平成19年度まで直営で調理や配送業務を行っていた時代の職員の配置や、太子町学校給食共同調理センター建設当時に町内の地域住民に対しまして食育の推進を目的に併設いたしておりました栄養指導センターの規定がございまして、現状とそぐわないため、これを削除するなど、文言の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、第2条で太子町学校給食共同調理センターの位置を「福地494番地1」から「沖代17番地」に改正しております。第3条におきましては、第6条の改正と関連いたしますけれども、太子町学校給食共同調理センター建設当時は栄養指導センターを併設

いたしまして町内の地域住民の食育の推進に当たっておりましたが、現在は学校給食に係る食育の推進を太子町学校給食共同調理センターで、それ以外をさわやか健康課に業務を分担いたしまして、双方で協力して町全体の食育の推進に当たっていることから、第6条に規定しております「栄養指導センター」の文言を削除する代わりに、同条に太子町学校給食共同調理センターの業務に学校の食育推進に関する内容をこのたび追加しております。第4条における職員の配置につきましては、直営で調理及び配送業務を行っていたときの職員の配置となっているため、「必要な職員」として文言の整理をしております。第6条におきましては、第3条の改正で説明をいたしました理由で削除をしております。施行日は太子町学校給食共同調理センターの移転に合わせまして令和3年8月1日としております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第30 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第30、議案第19号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第19号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、水道事業は水道施設の廃止等に伴う兵庫県知事への水道事業変更認可申請との整合を図るため、下水道事業は揖保川流域関連太子町公共下水道事業の計画期間を7年延伸するため、現状に合わせた数値とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、水道事業は吉福浄水場及び沖代水源地を廃止し、吉福水源地から老原浄水場への導水を行うことに伴い、老原浄水場の取水地点として吉福水源地を加えることについて変更認可が必要となり、給水人口及び1日最大給水量について改正するものでございます。また、揖保川流域関連の太子町公共下水道事業につきましては、事業計画期間を7年延伸するための変更認可を行うことに伴い、全体計画人口及び1日最大処理水量について改正するものであります。施行日は令和3年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第31 議案第20号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について**

○議長（藤澤元之介） 日程第31、議案第20号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第20号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について説明を申し上げます。

本件は、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入、西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正するものであります。

改正内容は、別表第1号表で規定する組合を組織する市町等から「北播磨清掃事務組合」を削除し、「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」を加えるものとなっております。施行日は令和3年4月1日としております。組織する市町の数が増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体との協議及び同法第290条の規定に基づく議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第32 議案第21号 令和3年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第32、議案第21号令和3年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第21号令和3年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を121億2,991万8,000円とし、対前年度比で11億6,918万9,000円、8.8%の減としております。

歳入予算の主な増減としては、町税については町民税は8,920万円の減、固定資産税は3,286万9,000円の増で、町税の総額では対前年度比5,423万2,000円、1.3%の減でございます。地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金为新設されたことにより、対前年度比2,100万円、52.5%増、地方交付税については地方財政収支見通し等に基づき算定した結果、対前年度比6,300万円、3.3%の増、繰入金については給食センター整備事業へ充当した公共施設建設基金繰入金が皆減となったこと等により対前年度比4億3,157万7,000円、35.7%の減、町債については起債対象事業の減となったことにより対前年度比7億3,290万円、40.3%の減でございます。

歳出予算の主な増減としては、民生費は社会福祉関連経費の増等により対前年度比1億5,463万3,000円、3.5%の増、衛生費はコロナワクチン接種費用の追加等により対前年度比1億5,019万円、20.8%の増、消防費は西はりま消防組合負担金の減等により対前年度比9,118万9,000円、16.5%の減、教育費は給食センター整備事業の終了等により対前年度比16億8,434万7,000円、58.4%の減、公債費は猶予特例債発行に係る償還金の追加等により2億3,003万5,000円、22.6%の増、予備費は突発的な新型コロナウイルス感染症対策に備えるもので3,200万円、177.8%の増でございます。

そのほかに地方債については5事業を設定し、一時借入金の限度額については10億円、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、上程されました議案第21号令和3年度兵庫県太子町一般会計

予算について詳細説明を申し上げます。

また、併せて予算概要とか一緒に資料等がございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、歳出から御説明をいたします。

まず、共通事項といたしまして、財務会計システムの更新によりまして予算書の様式を変更しております。また、令和2年度に制度が改正されて、科目が廃止されております。節7賃金の抹消に伴いまして、節8であった報償費が節7となり、以降、節番号が繰り上がっております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策といたしまして、公共施設ごとに感染症対策用品の購入費用を予算へ計上しております。

それでは、改めまして別冊の予算書をお手元をお願いいたします。

まず最初に、40ページをお開きいただきとう存じます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度と比べまして417万3,000円の減となっておりますが、これは議員1名の辞職によります議員報酬、議員期末手当等の減によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、42ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び節3職員手当等につきましては、前年度と比べまして給料で1,362万5,000円、職員手当等で509万2,000円の減となっておりますが、主に職員数の減によるものでございます。

次に、1ページ進み、44ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして825万4,000円の減となっておりますが、主に令和3年度の退職者の減に伴う市町村職員退職手当組合特別負担金の減によるものでございます。

さらに1ページおめくりいただきまして、46ページをお願いいたします。

目4会計管理費につきましては、前年度と比べまして222万7,000円の増となっておりますが、これは昭和62年度4月以降見直していなかった指定金融機関収納支払事務手数料につきまして、現在の業務状況等を考慮して見直したものでございます。

目5財産管理費、節12委託料のうち、公共施設等総合管理計画一部改訂業務委託料につきましては、公共施設のマネジメントを推進するため、策定から5年が経過した計画の中間見直しを実施するものでございます。

1枚飛びまして、50ページをお願いいたします。

目8電子計算機費、節12委託料につきましては、前年と比べまして1,602万8,000円の増となっておりますが、主に平成27年度に構築いたしました住基情報システム、内部情報システム及び28年度に構築いたしましたコンビニ交付システムのハードウェアの更新の経費でございます。

次に、1ページ進み、52ページをお願いいたします。

目11自治振興費につきましては、前年と比べまして314万2,000円の増となっておりますが、主に本年4月に町制施行70周年を迎えるに当たり、記念講演、功労者表彰等を実施する記念式典の開催によるものでございます。

さらに1ページお進みいただきまして、54ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、一番下にあります提案型協働事業補助金につきましては、住民活動団体から協働事業の提案を受け、特に効果が見込まれるものについて上限30万円として事業経費を補助するものでございます。

目13基金費、節24積立金のうち、下から2番目、公共施設建設基金積立金につきましては、施設の老朽化に伴う改築等に備えるため、積立額を増額しております。

なお、昨年度まで項1一般管理費に計上しておりました公害対策費につきましては、経費の性質を鑑みた科目の整理のため、88ページの款4衛生費、目5へ移行させていただいております。

56ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬につきましては、個人番号カードの一層の利用及び普及促進を図るため、交付事務補助員等を増員して交付体制を強化するものでございます。

1ページおめくりいただき、58ページ、節12委託料のうち、2行目の戸籍総合システム法改正対応作業委託料につきましては、令和5年度から本籍地以外の市区町村における戸籍謄抄本の発行や行政手続で戸籍謄抄本の添付省略が可能となるよう、システムを改修するものでございます。また、その下の戸籍附票ネットワーク構築委託料につきましては、令和5年度から戸籍の附票を用いて国外転出者も個人番号カードの利用が可能となるよう、システムネットワークの構築を図るものでございます。

項4選挙費につきましては、令和3年度に改選期を迎えます衆議院議員総選挙、60ページには兵庫県知事選挙の執行経費等を計上しております。

ちょっと飛びまして、64ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうち、一番上にあります生活困窮者相談支援事業委託料につきましては、生活困窮者への一時的な相談支援を目的といたしまして、自立相談支援のサポート等を実施するもので、その次のひきこもりサポート事業委託料につきましては、ひきこもり状態である者の社会参加に向けた支援を図るため、相談窓口の周知や安心して過ごせる居場所づくりへの設置等を実施するものでございます。なお、この2事業につきましては、社会福祉協議会への委託により実施したいと考えてところでございます。節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険財政の運営責任主体である県への基準繰り出しに加えまして、福祉医療の実施に伴う国県負担金等の減額分を伴うその他繰り出しといたしまして913万3,000円を計上しております。

1ページお進みいただきまして、66ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金のうち、一番下の自治会敬老事業補助金につきましては、文化会館にて開催しておりました敬老会につきまして、令和2年度のコロナ禍による事業中止を契機に実施手法を変更し、77歳以上の方を対象に1人当たり500円を上限に各自治会へ補助するものでございます。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護給付費等の増により、前年度と比べまして1,779万9,000円の増となっております。

目4後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、医療費の増により前年度に比べまして2,055万円の増となっております。

さらに1ページおめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節12委託料のうち、真ん中あたりにあります障害者虐待防止対策支援事業委託料につきましては、虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応等のために有識者派遣等を行うものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち、3行目にあります在宅障害者一時的受入体制整備事業補助金につきましては、家族による24時間体制の見守りが必要な在宅障害者等につきまして、家族が感染症に感染したときに孤立しないようにするため、施設への受入れに係る人件費の一部を助成するものでございます。節19扶助費につきましては、前年度と比べまして1億3,636万円の増となっておりますが、障害者総合支援法に基づく各種サービスに対する介護給付費や訓練等給付費等、利用者の増を見込んだことによるものでございます。

1ページ飛ばしまして、72ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節1 報酬のうち、精神保健福祉士報酬につきましては、令和3年4月から子ども家庭総合支援拠点の設置に伴い、従来項1 社会福祉費、目5 障害者福祉費から支出していたしておりました人件費を関連予算科目へ振り替えるものでございます。

また、1 ページ飛ばしまして76ページをお願いいたします。

目3 保育所運営費、節18負担金、補助及び交付金のうち、真ん中あたりにあります保育対策総合支援事業費補助金につきましては、町内認可認定こども園におきます新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策経費を補助するものでございます。

1 ページお進みいただきまして、78ページをお願いいたします。

目7 子育て支援施設運営費につきましては、児童館と子育て学習センターの機能を集約し、4月に開所いたします子育て支援センターについて、従来の目7 児童館運営費を整理し、名称変更した上で関連経費を計上しております。

1 ページお進みいただきまして、80ページをお願いいたします。

目9 放課後児童健全育成事業費、節12委託料のうち、下から2行目にございます太田学童保育園運営委託料につきましては、共働きの増加などによる利用ニーズの高まりに対応するため、令和3年度から太田学童保育園の一部の運営を民間事業者に委託するものでございます。また、その下の太田学童保育園プレハブ設置工事实施設計委託料につきましては、保育スペースの確保対策といたしまして太田幼稚園の北園舎を解体いたしまして幼稚園と共同でプレハブ教室を設置するための実施設計業務を委託するものでございます。

1 ページ飛ばしまして、84ページにお進みください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節12委託料のうち、2行目にありますコロナワクチン接種委託料につきましては、感染症の拡大を防止するための接種費用でございます。なお、65歳以上の高齢者への接種につきましては、国から示されるスケジュールが二転三転しておりますが、現段階では令和3年4月12日より順次開始できるよう準備万端進めているところでございます。

次に、1 ページお進みいただきまして86ページをお願いいたします。

一番上の幼児インフルエンザ予防接種助成事業委託料につきましては、生後6か月児から6歳児までの幼児を対象といたしまして接種費用を助成するものでございます。節17備品購入費、医療用備品購入費につきましては、職員等の感染症予防対策といたしまして、屋外の一時的な隔離待機場や作業スペースの確保など、緊急時に素早く対応できるよう医療用エアータントを購入するものでございます。節19扶助費につきましては、前年度と比べまして46万円の増となっておりますが、これはがん患者等支援費事業の拡充といたしまして、ウィッグ等の補正具購入費用の一部を助成するものでございます。

1 枚飛ばしまして、90ページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち、下から3行目、資源ごみ集団回収運動奨励金につきましては、感染拡大の影響により回収運動の停滞が懸念されることから、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、奨励金単価を拡充しております。

1 ページおめくりいただき、92ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち、下のほうにございます農業次世代人材投資事業補助金につきましては、経営状態が不安定とならないよう就農者の所得を確保するため、国の補助金を活用いたしまして経営支援を行うものでございます。

次に、1 ページ進み、94ページをお願いいたします。

同じく一番上の法人化・高度化促進施設整備事業補助金につきましては、新たに法人化等を予定している団体が行う共同利用農業機械の購入について、県補助金を活用し、支援するものでございます。

目5農地費、節12委託料のうち、一番下にごございます水利施設等保全高度化事業委託料につきましては、老原、宮本、船代の石海中部地区におきまして、農業の担い手の高齢化や後継者不足等の課題解決に向け、基盤整備に向けた取り組みといたしまして、地形図の作成業務を委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち、一番下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、供用開始後60年以上が経過し、老朽化により水路構造物のひび割れや土砂流出が生じております揖保川岩浦用水路の補修工事を実施するもので、たつの市との受益面積按分により本町の事業費分を負担するものでございます。

1つ飛ばしまして98ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち、一番下の早期経営改善計画策定促進補助金につきましては、商工業の活性化を図るため、町内に主たる事務所を置く中小企業者を対象に、兵庫県経営改善支援センターの上乗せ補助といたしまして1事業者当たり上限10万円の補助を行うものでございます。

1枚また飛ばしまして、102ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち、一番上にあります中道跨線橋修繕設計業務委託料につきましては、平成28年度及び29年度に実施いたしました法定橋りょう点検結果に基づきまして中道跨線橋の修繕設計を行うもので、真ん中の橋りょう調査設計業務委託料につきましては、5年に一度の頻度で町が管理している全ての道路橋につきまして法定点検を実施するものでございます。節14工事請負費につきましては、平成29年度から実施しております太子陸橋修繕事業の最終年として橋梁上面の舗装工事及び伸縮装置の取替工事を町で施工するものによるものでございます。

次に、1ページ進み104ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費につきましては、網干線外道路整備事業に係る用地買収及び工事を行うものでございます。

1ページおめくりいただき、106ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち、真ん中の土地利用基本計画改訂業務委託料につきましては、これまでの市街化調整区域内におけるまちづくりの動向や都市計画道路の変更など、土地利用の変化に対応するため、現計画を改訂するものでございます。

目3公園管理費、節12委託料のうち、下から4つ目の総合公園体験学習施設運営業務委託料につきましては、令和3年度に開館予定である体験学習施設を拠点に総合公園の活性化や地域協働に向けた運営が行えるよう、社会福祉協議会等へ運営業務を委託するものでございます。

1ページ進み、108ページをお願いいたします。

節14工事請負費のうち、一番下の都市公園施設更新工事費につきましては、公園施設長寿命化計画に基づきまして、重大な事故を未然に防止するため、老朽化した公園施設を対象に更新を行うものでございます。

目4公園事業費、節12委託料及び節14工事請負費のうち、一番下の旧環境センター解体・撤去工事費につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第6号）におきまして債務負担行為を設定しており、解体に向け調査設計や建物周辺における廃材等の処分の後に建物解体撤去工事を行うものでございます。また、節14工事請負費のうち、残りの総合公園整備工事費及び総合公園グランド投光照明付帯工事につきましては、町民グランドへの投光照明の整備を行うものでござい

ます。

ちょっと進みまして、116ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節1報酬のうち、スクールサポートスタッフ報酬につきましては、学校現場における教室内や共用用具の消毒、登校時の検温等について教職員とともに感染症対策に取り組み、コロナ禍に対応した学校環境の充実を図るものでございます。

1ページ進み、118ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち、斑鳩及び石海小学校普通教室照明改修工事費につきましては、普通教室の照明器具をLEDに改修し、学習環境の向上と省エネを図るものでございます。

少し進み、124ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、目2教育振興費、節17備品購入費のうち、大型提示装置購入費につきましては、3行目にありますものですが、教育ICT環境の充実を図り、これからの学習活動を支えるため導入するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、126ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節12委託料のうち、一番下にあります太田幼稚園北棟園舎改築等工事实施設計委託料につきましては、耐震基準を満たしていない北園舎につきまして解体及びプレハブ教室の設置に向けた実施設計を行うものでございます。

1ページ飛びまして、130ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節14工事請負費につきましては、太田公民館における男女別洋式トイレの設置等の改修工事を行うものでございます。

また、1ページ飛びまして134ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち、上から2行目、ぼうじいアニメーション作成業務委託料につきましては、町制施行70周年を迎え、文化財及び町のPRを目的といたしまして町マスコットキャラクターである「ぼうじい」のアニメーション動画の作成を委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち、上の文化財保存整備費等補助金につきましては、令和4年度までの7か年計画になりました斑鳩寺庫裏の保存解体事業について、修理費の一部を補助するものでございます。

次に、1ページ進んでいただきまして、136ページをお願いいたします。

目6図書館費、節14工事請負費につきましては、経年劣化に伴う施設の屋上に設置しております受変電設備を更新するものでございます。

さらに1ページ進み、138ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節14工事請負費につきましては、開館後27年余りが経過し、劣化が進んでおります高圧電気ケーブルを更新するものでございます。

次に、また1ページ進んでいただきまして140ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節7報償費につきましては、歴史講座のほか、昨年に引き続き聖徳太子1400年プロジェクトの関連イベントといたしまして特別講演を実施するものでございます。節10需用費、修繕料につきましては、経年劣化により全体的に傷みが生じております民俗資料館のかやぶき屋根を修理するものでございます。

少し進みまして、148ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4給食センター費、節12委託料のうち、一番上にあります新センター概要DVD作成委託料につきましては、施設見学者向けの映像を作成する費用で、その下の新センタ

一竣工式委託料につきましては、記念式典の開催に係る委託料でございます。また、一番下の給食費管理システム構築委託料につきましては、給食業務の安定的な運営に向け、給食会計を令和4年4月から公会計化するためのシステムを構築するものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、150ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に機動的に対応できるなどを考慮いたしまして前年度より増額しており、その額を5,000万円としております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

どっと前に戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人15億6,810万円につきましては、前年と比べまして5,750万円、3.5%の減となっております。これは感染症拡大の影響による給与所得の減少を見込んだことによるものでございます。

目2法人1億3,720万円につきましては、前年と比べまして3,170万円、18.8%の減となっております。これは感染拡大による企業業績の悪化と令和元年10月からの税割の税率引下げの影響を見込んだことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税19億6,726万9,000円につきましては、前年と比べまして3,286万9,000円、1.7%の増となっております。主な増加理由でございますけれども、滞納繰越分において感染症対策の特例による令和2年度の徴収猶予分の収入を見込んだことによるものでございます。現年課税分においては、土地につきましては予算額7億1,390万円で、前年と比べまして1,260万円の減となっております。これは主に町内の鑑定地点におきまして価格が下落基調にあることによるものでございます。家屋につきましては、予算額7億6,296万9,000円で、前年と比べまして4,093万1,000円の減となっております。主に評価替えによるものでございます。償却資産につきましては、予算額3億8,710万円で、前年と比べまして720万円の増となっております。

項3軽自動車費、目2種別割1億231万1,000円につきましては、前年と比べまして341万1,000円、3.4%の増となっております。主に四輪の自家用乗用、貨物車について従来税率から標準税率へ移行することによるものでございます。

1 ページ進んでいただきまして、14ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から次のページの16ページ、款9環境性能割交付金までの各種譲与税、税交付金につきましては、近年の決算状況及び景気の動向などを考慮して見込んでおります。なお、款7地方消費税交付金及び款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、令和2年度の徴収猶予分の収入を加味しております。

1 ページ進み、18ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金2,100万円につきましては、課税標準の特例による固定資産税の減収額を補填するために新設された交付金でございます。

少し飛びまして、24ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金のうち、2行目にあります新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1億5,254万6,000円につきましては、歳出で申し上げましたコロナワクチン接種事業に係る負担金で、負担率は10分の10でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち、3行目にございます福祉事務所未設置町村による相談事業補助金675万円につきましては、歳出で申し上げました生

活困窮者相談支援事業に係る補助金で、補助率は4分の3でございます。節2児童福祉費補助金のうち、下から2行目の児童虐待防止対策等支援事業補助金126万5,000円につきましては、歳出で申し上げました子ども家庭総合支援拠点事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち、上の都市計画道路整備費補助金8,000万円につきましては、網干線外道路整備事業に係る補助金で補助率は2分の1、下の橋梁長寿命化事業補助金3,685万円につきましては、橋梁長寿命化事業に係る補助金で補助率は10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金のうち、一番上の都市公園事業費補助金2,000万円につきましては、総合公園整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

1 ページおめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち、教育支援体制整備事業費交付金100万円につきましては、幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助金で補助率は2分の1でございます。

1 枚飛びまして、30ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち、真ん中あたり、農業次世代人材投資事業補助金300万円につきましては、歳出で申し上げました新規就農の経営支援に係る補助金で、補助率は10分の10、一番下の法人化・高度化促進施設整備事業補助金300万円につきましては、法人化に取り組む経営団体支援に係る補助金で補助率は3分の1でございます。

1 ページ進みまして、32ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金2,668万8,000円につきましては、令和3年度に執行予定の衆議院議員総選挙及び兵庫県知事選挙の委託金でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長、すみません。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長しますのでよろしくをお願いします。

○副町長（名倉嗣朗） 引き続き申し上げます。

次、34ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金として昨年度の当初予算時と同額の4億円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金4億5,048万5,000円につきましては、本年度のふるさと納税推進経費に充当するために繰り入れるほか、寄附目的に合致いたしました各事業へ2億4,270万円を繰り入れるものでございます。

次ページの36ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節2民生費雑入のうち、一番下の斑鳩保育所職員給食費負担金305万5,000円につきましては、保育所職員が園児と同じ給食を食べるため、実費分を負担するものでございます。同じページの款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節5土木費雑入のうち、一番下の道路施設ネーミングライツパートナー契約料、次の38ページの節7教育費雑入のうち、下から2つ、文化会館及び体育館・陸上競技場ネーミングライツパートナー契約料につきましては、現在募集を行っているスポンサーからの収入を見込んでおります。

同じ38ページ、款22町債、項1町債、目1農林水産業債、節1土地改良事業債1,460万円につきましては、岩見構下地区ほ場整備事業、向池耐震化整備事業、西脇・広坂地区ほ場整備事業及

び岩浦用水路改修事業に係る起債で、充当率はいずれも90%でございます。

目2土木債、節1道路橋りょう事業債8,410万円につきましては、都市計画道路整備事業及び橋梁長寿命化事業に係る起債で、充当率はいずれも90%でございます。節2都市計画事業債3億350万円につきましては、総合公園整備事業及び旧環境センター解体事業に係る起債で、充当率はいずれも90%でございます。

目3教育債、節1社会教育施設整備事業債1,010万円につきましては、太田公民館トイレ改修事業に係る起債で、充当率は100%でございます。

最後に、前に戻っていただきまして6ページをお願いいたします。

第2表では地方債を定め、地方債の限度額は総額10億8,730万円でございます。

以上、議案第21号令和3年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後5時00分）

（再開 午後5時01分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

~~~~~

### 日程第33 議案第22号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第33、議案第22号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第22号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和3年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を33億5,807万7,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億7,305万7,000円、県支出金24億5,164万円、繰入金3億1,919万1,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費5,354万5,000円、保険給付費23億5,265万1,000円、国民健康保険事業費納付金9億1,921万7,000円、保健事業費2,046万2,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第22号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,900万1,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。節12委託料におきまして、国民健康保険システム改修委託料といたしまして239万3,000円を計上しておりますが、こちらは税制改正に対応するものとして軽減判定所得の見直し等に伴うシステム改修の委託料でございます。

目1一般管理費全体では、前年に比べまして630万4,000円の増となっております。

1 ページおめくりいただきまして、15ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費から次の17ページの項5 葬祭諸費につきましては、平成30年度からスタートいたしました国保制度改革により保険給付費に必要な費用を県が交付金として措置するようになったことから、県の特別会計予算の歳出との調和を図り、同額を計上しております。款2 保険給付費全体では23億5,261万1,000円で、前年より4,541万2,000円の増となっております。

引き続き、17ページを御覧ください。

款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体としまして県内の市町ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金であり、県が算定いたしました金額を一般被保険者と退職被保険者ごとに、また医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区分して計上しております。納付金の総額は9億1,921万7,000円で、前年度より2,611万2,000円の増となっております。

さらに1枚お進みいただきまして、19ページをお願いいたします。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費1,880万5,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進といたしまして、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査・特定健康指導に係る経費や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費でございます。前年度より48万8,000円の増となっております。

続いて、歳入を御説明いたします。

前に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税のうち、節1 医療給付費分現年課税分につきましては3億6,467万円、節2 後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億2,580万3,000円、節3 介護納付金分現年課税分につきましては4,389万8,000円を計上しております。目1 一般被保険者国民健康保険税全体では5億7,248万円で、前年度より89万7,000円の減となっております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、現在退職被保険者等はいらっしゃいませんが、遡及して国保加入するケースもあることを踏まえまして算出しており、全体で57万7,000円を計上しております。前年度より26万1,000円の減となっております。

1 ページお進みいただきまして、9ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金のうち、節1 普通交付金は国保制度改革により県から交付される保険給付費に要する費用として23億5,260万円、節2 特別交付金は特定健康診査及び特定健康指導に要する費用の3分の2相当分の国県負担金など、市町村に交付される各種公費といたしまして節全体で9,904万円を計上しております。目全体では、24億5,164万円となっております。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金2億6,222万円は、保険基盤安定繰入として保険税軽減分と保険者支援分1億8,018万3,000円、職員給与費等繰入といたしまして総務費の人件費及び物件費相当額5,312万6,000円、出産育児一時金等繰入といたしまして出産育児一時金の3分の2に当たる700万円、普通交付税に算入されます財政安定化支援事業繰入といたしまして1,277万8,000円を計上しております。また、その他一般会計繰入金といたしまして913万3,000円を計上しておりますが、これは地方単独事業、いわゆる福祉医療の実施に伴う国保の国県支出金が減じられることにつきまして、この影響分を一般会計から繰り入れているものでございます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金については、保険料負担の平準化を図るため、

5,697万1,000円を計上しております。

款6繰越金、目1繰越金は、令和2年度決算の余剰金を令和3年度に繰り越すもので、国保制度改革後の決算状況を勘案し1,000万円を計上しております。

会計全体の歳入歳出総額は、33億5,807万7,000円で、前年度と比較いたしますと7,819万6,000円の増、率で申しますと2.38%の増となっております。

以上で令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第34 議案第23号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第34、議案第23号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第23号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和3年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を24億6,952万円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料6億7,313万7,000円、国庫支出金4億8,026万9,000円、支払基金交付金6億894万8,000円、県支出金3億2,826万4,000円、繰入金3億7,574万4,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,518万円、保険給付費22億512万2,000円、地域支援事業費1億2,271万2,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第23号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

初めに、今般提案させていただいております予算科目につきましては、国が示しております科目表を基準に国庫負担金を請求いたします事業分類に基づきまして科目設定をいたしております。また、特定財源の取扱いにつきましては、国県支出金のほか、その他といたしまして支払基金交付金、一般会計繰入金等を充当し、一般財源は第1号被保険者保険料で賄うものとしております。前年度予算との単純比較が困難となる科目がございますが、この辺は御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ24億6,952万円を計上しております。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員3人分の人件費及び事務経費、また国庫負担金等を伴う介護保険事業費に認められていない公課費など、合わせて全体で2,425万3,000円を計上しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料等、賦課徴収のための費用といたしまして231万4,000円を計上しております。

1 ページお進みいただきまして、15ページをお願いいたします。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬等を計上し、目全体で343万3,000円を計上しております。

目2 認定調査費等につきましては、介護認定調査員報酬4名分のほか、主治医意見書作成料等、認定調査費全体で1,491万2,000円を計上しております。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費といたしまして、20億2,039万6,000円を計上しております。

次に、1 ページおめくりいただきまして17ページに移りまして、項2 介護予防サービス等諸費といたしまして6,460万7,000円を計上しております。

項3 その他諸費といたしまして、審査支払手数料として210万9,000円を計上しております。

項4 高額介護サービス等費は5,044万7,000円を計上しております。令和3年度予算から地域支援事業におけるサービス費については別に計上しております。

次に、また1 ページ進んでいただきまして19ページをお願いいたします。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、954万8,000円を計上しております。

項6 市町村特別給付費は新たな科目でございますが、従来地域支援事業の任意事業で行ってありました居宅介護者への介護用品支給事業でございます。先ほど詳細説明させていただきました太子町介護保険条例の中に明記し、予算を30万円計上するものでございます。

項7 特定入所者介護サービス等費につきましては5,771万5,000円を計上し、前年度より380万6,000円増額しております。

款3 地域支援事業費は19ページから25ページまで及びますが、項1 介護予防費・生活支援サービス事業費から項3 のその他諸費までが総合事業でございまして、国負担割合は20%、県と町が12.5%ずつ、支払基金が27%で第1号被保険者保険料が23%の計95%の経費分担となります。残る5%分は全国の調整交付金の財源となり、本町に交付される調整交付金が5%相当に不足する額は第1号被保険者保険料で賄うこととなります。さきの保険給付費におきましても、同様に調整交付金制度が適用されております。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては4,045万8,000円を計上しております。

次のページ、21ページをお願いいたします。

項2 一般介護予防事業費につきましては、もの忘れ相談ほか、介護予防教室、介護予防事業に係る委託料を計上し、総額1,297万2,000円でございます。

項3 その他諸費につきましては、審査支払手数料11万9,000円を計上しております。

項4 が総合事業以外の事業となりまして、第2号被保険者保険料である支払基金の負担が0である事業となります。よって、公費負担の部分が大きくなりまして、国が38.5%、県と町が19.25%ずつ、第1号被保険者保険料が23%で合計100%の負担になり、調整交付金の影響はございません。

項4 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費につきましては23ページまで続きますが、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、委託料といたしまして総合相談窓口業務、要支援と認定された方と介護予防・生活支援サービス事業対象者へのケアプランの作成業務、介護予防ケアプラン作成システム機器借料などを計上しております。

目2 任意事業費につきましては、成年後見制度精神鑑定手数料のほか、安心見守りコール事業等を計上しており、目3 在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、たつの市・揖保郡医師会への委託料や講演会開催に係る経費を計上しております。

目4 生活支援体制整備事業費につきましては、第8期介護保険事業計画におきまして中学校区

による2つの日常生活圏域を設定いたしまして、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう生活支援コーディネーターを配置いたしまして事業推進を図るものでございます。令和2年度におきましては地域包括支援センター職員1名が兼務しておりましたが、さらに事業推進が必要な分野でございますので、令和3年度より社会福祉協議会へ委託することとしております。

目5認知症総合支援事業費につきましては、職員1名分の人件費のほか、初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等を計上しております。

目6地域ケア会議推進事業費は、年12回開催予定をしております地域ケア会議の講師である歯科衛生士と理学療法士の2名の報償費、研修旅費等を計上しております。

款4基金積立金は9,070万6,000円を計上しております。保険料の3年ごとの改定の初年度でございますが、大きな額となっておりますが、一般会計でいいます財政調整基金と同様の運用をしておりますので保険給付費の規模より調整交付金の多寡によって大きく左右されることになりません。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

前に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、現年度分といたしまして特別徴収対象者8,633人分、6億3,850万2,000円、普通徴収対象者507人分、3,367万2,000円、滞納繰越分で96万3,000円を計上しております。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金につきましては、40歳から64歳までの医療保険未加入者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として1万1,000円を計上しております。

目2介護予防事業負担金につきましては、通所介護短期集中事業、いわゆる通所型サービスCへの参加負担金15万円を計上しております。

項3使用料及び手数料、目2地域支援事業手数料につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会からの介護予防サービスプラン作成料といたしまして284万8,000円を計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億882万8,000円を計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、介護給付費に介護予防事業費を加え、令和元年度の補助割合を参考にいたしまして乗じました2,500万円を計上しております。

目2地域支援事業交付金（総合事業）、目3地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、それぞれ定率の補助率を乗じた額となり、合わせまして3,565万7,000円を計上しております。

1ページ進んでいただきまして、9ページをお願いいたします。

目4保険者機能強化推進交付金、目5保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援・重度化予防、介護予防等に必要な取り組みを支援する交付金で、541万6,000円と536万8,000円を計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、介護給付費に定率の負担割合を乗じまして5億9,528万8,000円を計上しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費に定率の負担割合を乗じた1,366万円を計上しております。

款6県支出金、項1県支出金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億840万7,000円を計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金（総合事業）、目2地域支援事業交付金（総合事業以

外)についても、それぞれの定率の負担割合を乗じた額、合わせて1,985万7,000円を計上しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、3億6,994万4,000円を計上しております。

項2基金繰入金につきましては、予備費財源500万円と過年度介護保険料過誤納還付金80万円を財源として、合計580万円を計上しております。

以上で議案第23号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第35 議案第24号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第35、議案第24号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第24号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和3年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を5億1,777万6,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億9,015万2,000円、繰入金1億1万7,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費2,476万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4億8,085万8,000円であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第24号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員3名分の人件費、被保険者証郵送料など、合わせて2,282万3,000円を計上しております。令和2年度より2年間、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ職員を1名派遣しており、昨年に引き続き職員が1名増となっております。派遣職員の給料及び退職手当を除く諸手当は太子町が支給し、その費用に相当する額を年度末に太子町からの請求に基づき、広域連合が本町へ支払うこととなっております。また、令和3年度より実施の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴い、保健師を1名町民課へ配置することにより、職員が1名増となっております。保健師の給料の一部は委託金として広域連合が支払うこととなっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて194万2,000円を計上しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は4億8,085万8,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合保険料納

付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で3億9,015万2,000円を計上しています。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として890万円を計上しております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,099万3,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものです。これにつきましては、7,071万3,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円を計上しております。

1 ページ進みまして、13ページをお願いいたします。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費は、令和3年度より実施の高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う保健師の報酬並びに特定健診委託料や歯科検診委託料などを合わせまして1,165万3,000円を計上しております。

款4予備費、項1予備費、目1予備費といたしまして、50万円を計上しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

前に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分2億7,664万円、普通徴収分1億1,301万2,000円、滞納繰越分50万円で、全体で3億9,015万2,000円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として4万円を計上しております。

款3広域連合支出金、項1広域連合補助金、目1保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金といたしまして421万1,000円を計上しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて、1億1万7,000円を計上しております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年の保険料納付金といたしまして890万円を計上しております。

款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金といたしまして10万円を計上いたしております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関の預金利子として1,000円を計上しております。

次に、1ページおめくりいただきまして9ページをお願いいたします。

項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金50万円、保険料の還付未済金1,000円と後期高齢者医療広域連合派遣職員給料等戻入といたしまして496万3,000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の委託金といたしまして889万1,000円を計上しております。

以上で議案第24号の令和3年度の太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第36 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第36、議案第25号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第25号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和3年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,181万5,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,105万3,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,181万5,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第25号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

9ページの歳出から御説明をさせていただきます。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、でございますが、目1一般管理費につきまして、墓所の使用者管理に係る経費でございます。内訳につきましては、事務経費といたしまして17万1,000円、墓園管理システム使用料といたしまして99万円、墓所返還還付金といたしまして440万円を計上しております。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節12委託料のうち、清掃業務委託につきましてはシルバー人材センターを予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、剪定等でございます。車止めの開閉業務委託につきましては、地元自治会にお願いをしているところでございます。委託料といたしましては、596万9,000円を計上しております。

次に、7ページの歳入を御説明させていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料8基分といたしまして480万円を計上しております。

項2手数料、目1墓園手数料につきましては、年間管理料912基分といたしまして625万3,000円を計上しております。

また、款3繰入金でございますが、一般管理費に充当される歳入の不足分を補うため、一般会計繰入金といたしまして75万9,000円を計上しております。令和3年度は歳入歳出予算の総額が1,181万5,000円の予算となっております。

以上で令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。本日上程分の私が担当いたします詳細説明分は以上で全て終わりました。いずれの案件にいたしましても、何とぞよろしくお願い申し上げます。長時間にわたる説明でしたけれども、議員各位におかれましてはありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第37 議案第26号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第37、議案第26号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第26号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和3年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億3,841万円とし、営業収益は4億3,639万7,000円と見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億3,806万1,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は5億2,062万7,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費3億5,796万4,000円、企業債償還金5,175万4,000円等、支出総額4億6,271万8,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金1,503万2,000円、企業債1億2,760万円等を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,008万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,008万6,000円及び建設改良積立金1億2,000万円で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、議案第26号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

予算書1ページの議案第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものとしております。

内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と20ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を御説明させていただきます。

次に、2ページの第5条でございます。

導水施設整備事業に係る令和4年度までの債務負担行為の限度額4億3,000万円を定め、第6条は企業債の限度額に関する事項で、令和3年度は1億2,760万円としております。第8条につきましては流用に議決を要する経費として職員給与費を、第9条では一般会計からの補助金の額を、第10条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

5ページを御覧ください。

令和3年度中の資金の増減を示します予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億5,220万8,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページにつきましては、給与費明細書でございます。人件費の総額は、前年度比で308万6,000円の増加となっております。

次に、10ページを御覧ください。

令和4年度までの導水施設整備に係る債務負担行為でございます。

11ページ、12ページは、令和3年度末の資産、負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、15ページでございます。

令和2年度決算に基づく予定損益計算書でございます。1億7,004万2,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における1億7,629万4,000円の利益を加味しました結果、625万2,000円の経常利益となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は601万7,000円の利益を見込んでおります。

続きまして、20ページの予算内訳明細について御説明いたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を5億3,841万円とし、項1営業収益は4億3,639万7,000円としております。

目1給水収益は4億196万7,000円、有収水量は347万3,000立方メートルと見込んでおります。

次に、21ページの支出の部を御覧ください。

款1事業費用の総額を5億3,806万1,000円とし、項1営業費用は5億2,062万7,000円でございます。

目1原浄水費の節10委託料につきましては、吉福・老原浄水場の運転管理の保守経費などを計上しております。委託単価等の値上がり等によりまして、前年度比50万3,000円の増の2,578万1,000円でございます。

22ページを御覧ください。

目2配水費の節3委託料でございますが、水道施設管理システムの保守費用など501万8,000円、点検項目の追加によりまして前年度比では165万8,000円の増となっております。

次に、目3給水費の節9委託料1,964万7,000円につきましては、検定満了メーターの増及び交換業務の全てを委託業務とすることによりまして994万1,000円増となっております。

23ページを御覧ください。

目4総係費の節12手数料233万3,000円につきましては、クレジット収納に係る経費の追加により57万8,000円増となっております。

目5減価償却費2億4,045万1,000円につきましては、管路の更新などにより償却資産が増加したことで、前年度比768万1,000円の増となっております。

24ページを御覧ください。

項2営業外費用には、企業債利息等1,393万4,000円を計上しております。

次に、25ページを御覧ください。

款1資本的収入の総額は、1億9,263万2,000円としております。

項1工事負担金1,503万2,000円につきましては、県道整備に伴う鵜地内配水管移設工事負担金等を計上しております。

項2企業債1億2,760万円につきましては、2ページの議案第5条で御説明いたしました導水施設整備事業に係るもので、前年度比1,090万円の減でございます。

次に、26ページを御覧ください。

款1資本的支出の総額は、4億6,271万8,000円でございます。

項1建設改良費、目1水源整備費1億9,031万7,000円につきましては、吉福水源地从老原浄水場へ原水を送水するための施設整備に係る積算業務と施工監理業務として節1委託料に1,585万円、節2工事請負費に1億7,446万7,000円を計上しております。

目2配水施設改良費1億2,220万9,000円は、節1委託料に鵜地内及び糸井地内におけます配水管理設等に係る実施設計業務として、節1委託料に942万9,000円、節2工事請負費に舗装本復旧工事を含め1億1,278万円を計上しております。なお、鵜地内の配水管理設工事の一部につきましては県から工事負担金を受け、実施するものでございます。

目3固定資産購入費4,543万8,000円につきましては、中央管理システムと老原浄水場のポンプ等の更新に2,563万8,000円、令和2年度補正予算におきまして債務負担行為を設定しております水道料金・会計システムの更新に1,980万円を計上しております。

最後でございますが、項2企業債償還金には、既発債に係る償還元金として5,175万4,000円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては次の27ページの調書のとおり、今後の

発行・償還見込額を反映した結果、令和３年度末時点で９億６,２１８万５,０００円となる見込みでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３８ 議案第２７号 令和３年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第３８、議案第２７号令和３年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第２７号令和３年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和３年度下水道事業会計における第３条の収益的収入は１１億７,６１１万７,０００円とし、営業収益は５億３,２６万６,０００円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用については１２億７,３５万９,０００円とし、支出の大半を占めます営業費用は１０億３,４７５万７,０００円を見込んでおります。

次に、第４条予算の資本的支出につきましては、建設改良費２億９,３６０万３,０００円、企業債償還金９億７,４１９万９,０００円等、支出総額１２億６,８８０万２,０００円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金７００万円、他会計出資金４億６,１８０万７,０００円、補助金３,７１０万円、企業債３億３,１４０万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額４億３,１４９万４,０００円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、議案第２７号令和３年度兵庫県太子町下水道事業会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

予算書１ページの議案第３条には収益的収入及び支出の予定額を、第４条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。内容につきましては３ページ及び４ページの予算実施計画と２０ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を説明いたします。

次に、２ページの第５条についてでございますが、雨水１.４号幹線整備事業に係る令和４年度までの債務負担行為の限度額３億５,４４０万円を定め、第６条では企業債の限度額に関する事項で、内訳としまして公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債で、令和３年度の限度額は合わせて３億３,１４０万円としております。第８条では流用に議決を要する経費として職員給与費を、第９条では一般会計からの補助金の額を、第１０条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

５ページを御覧ください。

令和３年度中の資金の増減を示します予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は水道と同じく消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は７,６２９万５,０００円減少する見込みとなっております。

次に、6ページから9ページの給与費明細書でございます。

人件費の総額は、前年度比で187万1,000円の増加となっております。

次に、10ページでございます。

債務負担行為に関する調書でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業に係ります償還負担金及び雨水1.4号幹線整備事業を設定させていただいております。

次に、11ページ、12ページは、令和3年度末の資産負債及び資本の状況を示します予定貸借対照表でございます。

次に、15ページでございますが、令和2年度決算見込みに基づく予定損益計算書でございます。5億6,104万円の営業損失に対しまして、営業外収支における4億7,235万6,000円の利益を加味した結果、8,868万4,000円の経常損失となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損失は8,895万5,000円を見込んでおります。

続きまして、20ページの予算内訳明細について御説明をいたします。

収益的収入では、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は4億9,319万9,000円、有収水量につきましては321万2,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料につきましては577万5,000円、有収水量につきましては2万1,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金261万4,000円につきましては、雨水処理に対します利払い金等の負担金として地方公営企業繰出基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目2他会計負担金、節1一般会計負担金1億5,955万7,000円につきましては、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れるものでございます。

また、目3他会計補助金、節1一般会計補助金につきましては、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億9,404万6,000円でございます。

次に、21ページの支出の部を御覧ください。

まず、目1管渠費、節9委託料1,018万4,000円につきましては、下水道施設の機能維持を図るための点検・清掃費用として下水道管洗浄等委託料やマンホールポンプ点検委託料等でございます。

次に、目2処理場費、節6委託料5,192万円は、前処理場の運転管理業務の委託費用、終末処理場の生汚泥搬入施設維持管理業務委託費用などが主な内容でございます。

次に、22ページの目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係ります維持管理経費と前処理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて2億7,518万2,000円を計上いたしております。

23ページを御覧ください。

目5減価償却費6億1,019万6,000円につきましては、前年度比67万2,000円の減となっております。

次に、24ページの資本的収入の部を御覧いただきたいと思います。

款1資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金、節1一般会計出資金4億6,180万7,000円は、地方公営企業法の繰出基準に基づく一般会計の負担額でございます。

項3補助金、目1国庫補助金、節1国庫補助金3,710万円につきましては、雨水1.4号幹線に係る整備工事関連及びマンホールポンプ通報装置更新などに係る社会資本整備総合交付金でございます。

次に、25ページの支出の部を御覧いただきたいと思います。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 施設整備費、節 1 委託料4,280万円につきましては、雨水1.4号幹線整備に伴う工事監理業務、前処理場耐水化事業計画策定業務、前処理場除塵機等更新設計業務及び国道179号バイパス下水道実施設計業務でございます。節 2 工事請負費 1 億 5,895万円につきましては、公共ます設置工事、下水道管布設工事、雨水1.4号幹線整備工事、老朽化対策としてのマンホールポンプ通報装置とマンホール蓋の更新工事、給食センター下水道工事跡に係ります沖代線舗装本復旧工事などでございます。節 3 補償費290万円につきましては、東出地区におきます雨水1.4号幹線整備事業に伴う町道に埋設されております電気設備と水道設備の仮設に係る管理補償の分でございます。

最後でございますが、項 2 企業債償還金として下水道事業分と前処理場事業分とを合わせて 9 億7,419万9,000円を計上しております。

なお、企業債の現在高につきましては、26ページの調書のとおり、令和 3 年度末時点で 6 億 4,279万9,000円減少し、86億8,558万円となる見込みでございます。

以上で下水道事業会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月26日から3月3日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、2月26日から3月3日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後 5 時56分）